

横浜市

子どもの貧困対策に関する計画

平成28年度～平成32年度



## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画 策定にあたって



横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、また、家庭の経済状況により貧困が連鎖することを防ぐため、横浜市はこのたび「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定しました。

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画2014-2017」や、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期教育振興基本計画」における課題背景等を基に、教育や福祉を始めとした幅広い分野の子どもの貧困対策に資する取組を改めて整理しました。また、本市としての子どもの貧困対策の基本目標や、平成28年度からの5か年で取り組む施策を示しています。

策定にあたっては、学識経験者、支援者の皆様に参画いただいた「横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会」、市民アンケート、支援者ヒアリング、対象者アンケートなどの調査や、市民意見募集などを通じ、多くの皆様から御意見を頂戴しました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

この計画に基づき、横浜市は、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開するとともに、支援が確実に届く仕組みづくりを進めてまいります。

子どもや家庭にきめ細かな支援を届けていくためには、地域や民間の皆様とともに、社会全体で取り組む必要があります。地域等の皆様による、子どもや家庭を支える多様な活動とも連携を図りながら、子どもの貧困対策を推進してまいります。

子どもや青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持つかけがえのない存在であり、未来を創る力です。経済状況により、子ども・青少年の養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることは、あってはなりません。

子どもたちの健やかな成長に向けて、ご一緒に取組を進めてまいりましょう。

皆様の御支援、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

平成28年3月

横浜市長 林 文子

## 目次

第1章 総則	1
1 子どもの貧困対策に関する国の動き	1
(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定	1
(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」策定	2
2 子どもの貧困と子どもの貧困対策	4
(1) 子どもの貧困	4
(2) 子どもの貧困率	4
(3) 子どもの貧困対策	5
3 本市の計画策定	5
(1) 本市の現状	5
(2) 計画の策定理由	5
(3) 計画の位置づけと他計画との関係	6
(4) 計画期間	6
(5) 計画の対象	6
＜参考資料＞ 第2章～第4章のポイント整理	9
第2章 本市の子どもの貧困の状況	11
1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法	11
(1) 市民アンケート	11
(2) 対象者アンケート	11
(3) 支援者ヒアリング	12
2 本市における子どもの貧困に関する状況	13
(1) 本市における子どもの貧困に関する状況	13
(2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困	22
(3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援	42
第3章 子どもの貧困対策における取組の視点	49
1 支援につながない子ども・若者、家庭を見守る	49
(1) 気づく・つなぐ・見守る	49
(2) 対象者への配慮と支援の仕組みづくり	49
2 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成	50
3 学力保障及び教育と福祉の連携	51
(1) 小・中学校における学力保障	51
(2) 教育・福祉の連携による児童・生徒支援	51
(3) 高校進学に向けた学習支援	52
(4) 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化	52

4	多様な大人との関わり .....	53
5	ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援.....	54
6	社会的養護の子どもへのアプローチ .....	55
	(1) 施設等を退所した後の自立支援 .....	55
	(2) 進学支援の充実 .....	55
7	困難を抱える若者支援 .....	56
8	妊娠・出産期からの子どもの貧困対策 .....	57
9	切れ目のない支援と個人情報の共有 .....	58
第4章	本市の子どもの貧困対策 .....	59
1	基本目標.....	59
2	施策展開にあたっての基本的な考え方 .....	59
3	計画の体系.....	60
(1)	子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 .....	60
(2)	施策の柱 .....	60
4	計画の進ちょく状況の把握 .....	61
第5章	子どもの貧困対策に関する取組 .....	62
1	子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進.....	63
2	施策の柱.....	66
	施策1 気づく・つなぐ・見守る.....	66
	1 施策の方針 .....	66
	2 主な取組 .....	66
	施策2 子どもの育ち・成長を守る .....	73
	1 施策の方針 .....	73
	2 主な取組 .....	73
	施策3 貧困の連鎖を断つ .....	78
	1 施策の方針 .....	78
	2 主な取組 .....	78
	施策4 困難を抱える若者の力を育む .....	81
	1 施策の方針 .....	81
	2 主な取組 .....	81
	施策5 生活基盤を整える .....	85
	1 施策の方針 .....	85
	2 主な取組 .....	85
第6章	計画の推進 .....	90

## 参考資料

1 実態把握のための調査.....	93
(1) 市民アンケートの概要 .....	93
(2) 支援者ヒアリング・対象者アンケートの概要.....	95
2 計画策定の経過 .....	138
(1) 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会.....	138
(2) 子どもの貧困対策に関する計画の策定に係る庁内検討会 .....	141
(3) 市民意見募集の実施 .....	143
3 関係法令等 .....	148
(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号） .....	148
(2) 子供の貧困対策に関する大綱（概要） .....	151
(3) 子どもの貧困に関する本市の状況 .....	154

## 掲載コラム

● 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合について .....	14
● ひとり親世帯のなかでの学歴による差異 .....	30
● 就学前段階に対する投資効果について .....	47
● 「子ども・青少年にとって」の視点での支援 .....	58
● 幼保小の連続性・一貫性を支える接続期カリキュラム .....	65
● 区と学校との連携による貧困対策 .....	71
● 臨床心理士を保育所に配置して養育支援を充実 .....	72
● 横浜型児童家庭支援センターの地域支援 .....	77
● 教育支援専門員による支援 .....	80
● ひきこもりからの回復期にある若者の常設の居場所 .....	83
● 高校と支援機関等との連携 .....	84
● 生活困窮者自立支援制度の概要 .....	87
● 生活保護制度の概要 .....	89
● 子ども食堂の取組 .....	91

# 第1章 総則

## 1 子どもの貧困対策に関する国の動き

### (1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

#### ア 制定の背景

国の調査（平成 25 年度国民生活基礎調査（厚生労働省））によれば、我が国の子どもの貧困率は 16.3%（2012 年）となりました。2010 年の OECD 加盟国の子どもの貧困率を、低い順から並べた場合、我が国は 34 か国中 25 位と、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にあります。

また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（90.8%）は、子ども全体の進学率（98.6%）と比較して低い水準になっています。

このような事情等を背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。以下「同法」という。）が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

#### イ 同法の概要

##### ○ 目的（第 1 条）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

##### ○ 地方公共団体の責務（第 4 条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### ○ 大綱の制定（第 8 条）

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定める。

<大綱に定める事項>

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援に関する事項
- ④ 生活の支援に関する事項
- ⑤ 保護者に対する就労の支援に関する事項
- ⑥ 経済的支援に関する事項
- ⑦ 調査及び研究に関する事項

○ 都道府県子どもの貧困対策計画策定の努力義務（第9条）

都道府県は大綱を勘案して、都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。（市町村に関する規定はありません。）

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」策定

ア 策定の経過

国においては、平成26年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」が開催され、子どもの貧困対策に関する大綱の案を作成することになりました。

また、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下に、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、幅広く関係者から意見聴取が行われました。検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として内閣府特命担当大臣に平成26年6月に提出しました。

国では、この意見を受け、検討・調整を図った上で、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「国の大綱」という）を策定しました。

イ 国の大綱の概要

国の大綱では、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率やひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、この指標の改善に向けて、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされました。

**子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）**

**目的・理念**

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針	指標の改善に向けた当面の重点施策	夢と希望を持って成長していける社会の実現
<p><b>基本的な方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。</li> <li>● 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。</li> <li>● 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。</li> </ul> <p>など、10の基本的な方針</p> <p><b>子供の貧困に関する指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成25年）</li> <li>● スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）</li> <li>● ひとり親家庭の親の就業率           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子家庭の就業率：80.6%（正規39.4% 非正規47.4%）</li> <li>● 父子家庭の就業率：91.3%（正規67.2% 非正規8.0%）</li> </ul> </li> <li>● 子供の貧困率 16.3%（平成24年）</li> </ul> <p>など、25の指標</p>	<p><b>教育の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進</li> <li>● きめ細かな学習指導による学力保証</li> <li>● スクールソーシャルワーカーの配置充実</li> <li>● 教育費負担の軽減           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児教育の無償化に向けた段階的取組</li> <li>● 高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減</li> <li>● 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な「所得連動型奨学金制度」の導入</li> </ul> </li> <li>● 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進</li> <li>● 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など</li> </ul> <p><b>保護者に対する就労の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭の親の就業支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業支援専門員の配置による支援等</li> <li>● 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援</li> </ul> </li> <li>● 保護者の学び直しの支援</li> <li>● 在宅就業に関する支援の推進</li> </ul> <p><b>子供の貧困に関する調査研究等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供の貧困の実態把握</li> <li>● 子供の貧困に関する新たな指標の開発</li> <li>● 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供</li> </ul>	<p><b>生活の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の生活支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者の自立支援</li> </ul> </li> <li>● 子供の生活支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等</li> </ul> </li> <li>● 関係機関が連携した支援体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築</li> </ul> </li> <li>● 支援する人員の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など</li> </ul> </li> </ul> <p><b>経済的支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し</li> <li>● ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究</li> <li>● 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大</li> <li>● 養育費の確保に関する支援 など</li> </ul> <p><b>施策の推進体制等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対策会議を中心とする政府一体となった取組</li> <li>● 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援</li> <li>● 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など</li> </ul>

### 子どもの貧困に関する指標

生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	91.1% (平成26年)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.9% (平成26年)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	31.7% (平成26年)
生活保護世帯に属する子供の就職率	中学校卒業後の進路：就職率 2.0% 高等学校等卒業後の進路：就職率 43.6% (平成26年)
児童養護施設の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後：進学率 97.2% 就職率 1.3% 高等学校等卒業後：進学率 22.6% 就職率 70.9% (平成26年)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)	72.3% (平成23年度)
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	中学校卒業後：進学率 93.9% 就職率 0.8% 高等学校等卒業後：進学率 41.6% 就職率 33.0% (平成23年)
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人 (平成25年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校49.2%、中学校85.9% (平成25年度)
就学援助制度に関する周知状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合61.9%</li> <li>●入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合61.0% (平成25年度)</li> </ul>
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子)	無利子：予約採用段階 61.6% 在学採用段階 100.0% 有利子：予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成26年度実績)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭の就業率 80.6% 父子家庭の就業率 91.3% (平成23年度)
子供の貧困率	16.3% (平成24年)
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6% (平成24年)



## 2 子どもの貧困と子どもの貧困対策

### (1) 子どもの貧困

「子どもの貧困」について、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や、「子供の貧困対策に関する大綱」においても明確には、定義はされていません。

しかし、経済的困窮状態であることにより、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする（剥奪がある）こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

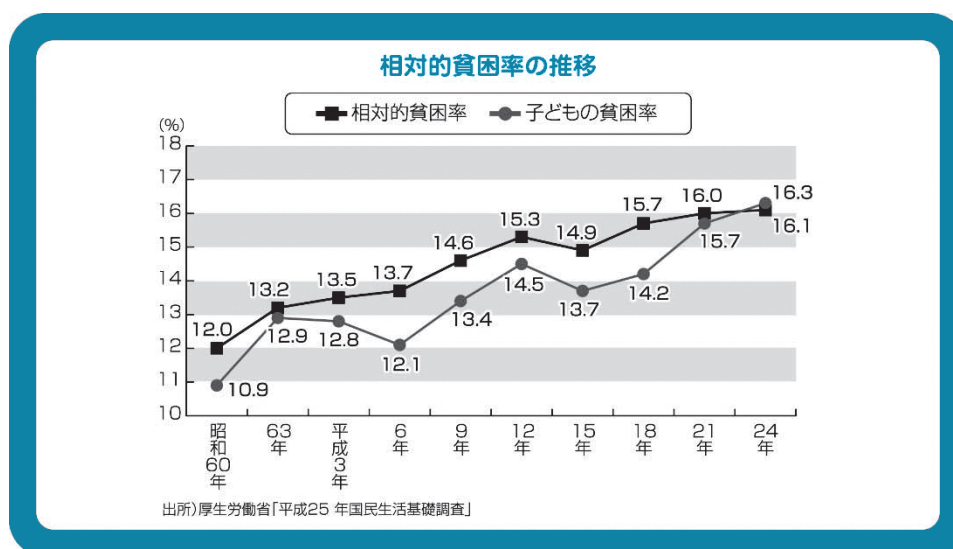
また、これらの状況は、家庭や本人の努力だけでは改善することが困難となっているため、子どもの貧困は、社会全体として対策を図るべき課題として考えられています。

### (2) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」は、全ての子どもに対する家族一人あたりの可処分所得が、貧困ライン（家族一人あたりの可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している、国の子どもの貧困率は、1985年は10.9%でした。

その後、3年ごとの統計の中で、全体の傾向としては、上昇を続け、2006年には、14.2%、2009年には、15.7%、2012年には、16.3%となっています。



### **(3) 子どもの貧困対策**

国の大綱では、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとされていますが、これら4つの支援に掲げられた取組は次のように分類することができます。

- ① 経済的困窮状態であることが要因となって、成長に必要な物質が不足したり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりすることで、子どもが健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況を改善する取組
- ② 現在貧困状態にある子どもが、大人になったときに貧困に陥ることがないようにする「貧困の連鎖」を断つための取組
- ③ 現に経済的困窮状態である子ども・家庭に加え、様々な困難を抱えやすく経済的に不安定になるリスクの高い層の生活の安定を図る取組
- ④ 子どもの将来の貧困を防ぐための、学校教育における学力保障の取組
- ⑤ 困難を抱える又は困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、及び家庭を支援につなげたり、見守ったりする取組

## **3 本市の計画策定**

### **(1) 本市の現状**

本市では、現在も、小・中学生への生活支援・学習支援の取組や就学援助制度、ひとり親家庭に対する就労支援など、国の大綱の重点施策に掲げられた取組を行っていますが、社会経済状況等の影響を受け、生活保護や児童扶養手当を受給している世帯の子ども数は、過去20年間で、全体として増加傾向にあります。

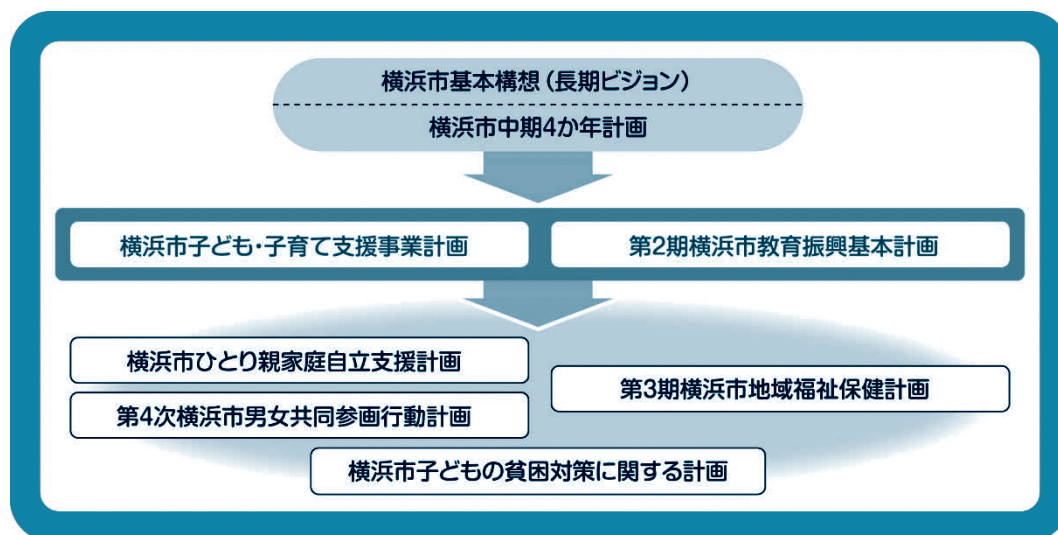
また、貧困状態にある子ども・家庭では、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できない等により、養育環境が十分に整えられていない場合があります。また、家庭の経済的な理由により、進学に際し十分な機会を得ることが難しい状況等があります。

### **(2) 計画の策定理由**

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

### (3) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、国が策定した大綱を踏まえつつ、昨年度策定した「横浜市中期4か年計画 2014～2017」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について、改めて整理するとともに、本市としての基本目標や、施策展開の考え方、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



### (4) 計画期間

5年間（平成 28 年度から 32 年度まで）

### (5) 計画の対象

#### ア 年齢層

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの子ども・若者とその家庭

#### イ 状況等

(ア) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭

(イ) 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

## ■横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～

### (1) 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

### (2) 計画推進のための基本的な視点

#### ① 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子ども・青少年がそれぞれの持つ力を十分發揮するとともに、大人がその力を引き出し、社会全体で子ども・青少年を育てていくため、全ての子ども・子育て施策において、子ども・青少年の視点に立った施策・事業を展開します。

#### ② 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長する中で必要となる支援を誰もが受けられる環境を整えるため、全ての子ども・青少年を対象とします。

#### ③ それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

人が健全で幸福な成長発達を遂げるためには、各成長段階で達成しておかなければならない課題があり、次の成長段階にスムーズに移行するためにも、それぞれの成長段階で習得しておくべき課題があるとされています。

子どもの育ちを支援していくために、子どもがそれぞれの成長段階に必要な体験を積み重ね、充実した日々を過ごすことができるようにするとともに、それぞれの成長段階に応じた育ちや学びが連続性を持って積み重なるよう、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携し、支援の連続性・一貫性を大切にしていきます。

#### ④ 子どもの内在する力を引き出す支援

子ども・青少年には、自ら育とうとする力、生き方を切り拓いていこうとする力が内在しています。一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら發揮することができるよう、大人が子どもに全幅の信頼を置き、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にしていきます。

#### ⑤ 家庭の子育て力を高めるための支援

子どもと関わり、育てることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

#### ⑥ 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

家庭や行政だけでなく、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、企業など、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援や青少年育成を自らの課題としてとらえ、「自助・共助・公助」の考え方を大切にしていきます。全ての子ども・青少年に豊かな育ちを保障するために、様々な立場でそれぞれの役割を担いながら、社会全体で積極的に関わっていきます。

様々な人たちが、課題認識から役割の自覚、具体的行動へと移行できるよう、子ども・子育て家庭とのつながりづくりや、交流・活動への参加機会の確保、担い手を支える仕組みづくり、支援機関・支援者の連携促進など、人材の発掘、育成にも一層注力していきます。

## ■第2期横浜市教育振興基本計画

### (1) 第2期横浜市教育振興基本計画とは

「第2期横浜市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条に基づき、平成26年度から30年度までの5年間の本市が目指す基本的な方向性や具体的な施策等を示したものです。計画に基づき家庭・地域・学校、関係機関等が連携し、協力して本市の教育の振興に取り組んでいきます。

### (2) 5つの基本目標

- ・目標1：「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます
- ・目標2：誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します
- ・目標3：学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します
- ・目標4：家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます
- ・目標5：子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

### (3) 13の施策

- ・施策1：横浜らしい教育の推進
- ・施策2：確かな学力の向上
- ・施策3：豊かな心の育成
- ・施策4：健やかな体の育成
- ・施策5：特別なニーズに対応した教育の推進
- ・施策6：魅力ある高校教育の推進
- ・施策7：優れた人材の確保
- ・施策8：教師力の向上
- ・施策9：チーム力を活かした学校運営の推進
- ・施策10：学校教育事務所の機能強化による学校支援
- ・施策11：子どもの成長を社会全体で支える体制づくり
- ・施策12：教育環境の整備
- ・施策13：市民の学習活動の支援

＜参考資料＞第2章～第4章のポイント整理

**第2章**  
**本市の子どもの貧困に関する状況**

- 国の貧困線を下回る世帯で暮らす子どもの割合は7.7%（約4万4千人）
- 本市に暮らすひとり親世帯のおよそ半分が国の貧困線を下回る水準で生活している。
- ひとり親世帯や、生活保護を受給する世帯の数は増加傾向にある。
- 児童虐待の新規把握件数は増加傾向にある。
- 貧困線以下で暮らす子育て世帯の約2割が、必要とする食料や文具等が買えないことがあったと回答している。
- 子どもの貧困は、保護者の経済的な困窮に加えて、様々な困難と結びついていることが多い。  
例えば、ネグレクト、基本的な生活習慣の乱れ、子どもの障害や健康問題、社会的な孤立、子どもの低学力・低学歴、不登校、中退、引きこもりなどが挙げられる。
- 保護者の抱える困難が、子どもの育ちに影響を与え、困難状況が親から子に引き継がれる「世代間連鎖」が存在する。

**第3章**  
**子どもの貧困対策における  
取組の視点**

1. 支援につながっていない子ども・若者、家庭を見守る  
(1) 気付く・つなぐ・見守る  
(2) 対象者への配慮と支援の仕組みづくり
2. 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成
3. 学力保障及び教育と福祉の連携  
(1) 小・中学校における学力保障  
(2) 教育・福祉の連携による児童・生徒支援  
(3) 高校進学に向けた学習支援  
(4) 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化
4. 多様な大人との関わり
5. ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援
6. 社会的養護の子どもへのアプローチ  
(1) 施設等を退所した後の自立支援  
(2) 進学支援の充実
7. 困難を抱える若者支援
8. 妊娠・出産期からの子どもの貧困対策
9. 切れ目のない支援と個人情報の共有

## 第4章 本市の子どもの貧困対策

### 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

### 施策展開にあたっての基本的な考え方

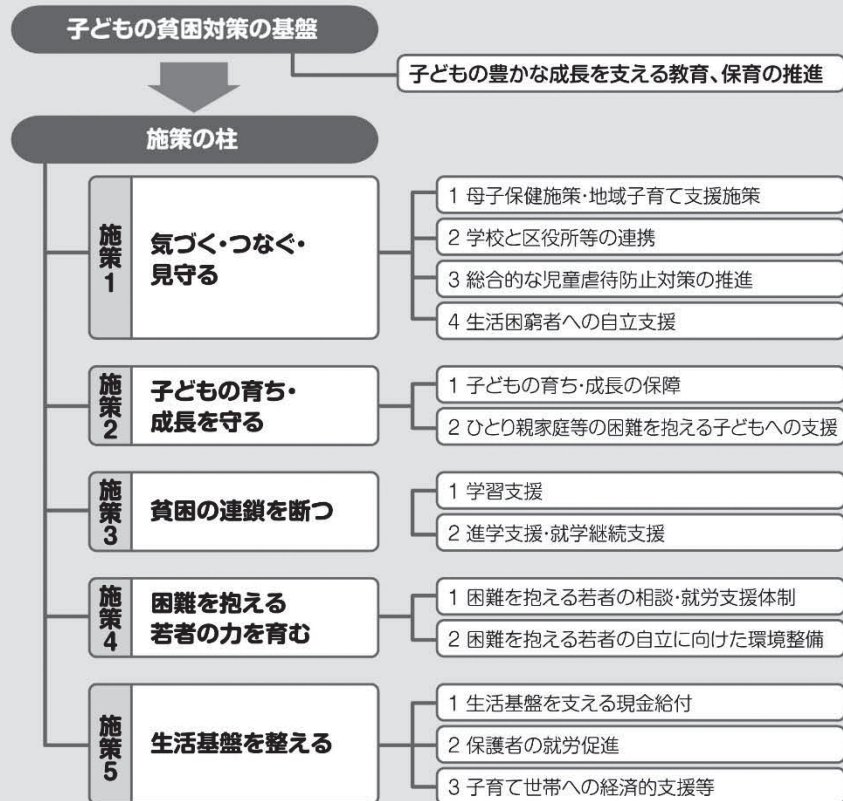
横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

### 計画の体系



## 第2章 本市の子どもの貧困の状況

### 1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法<sup>1</sup>

#### (1) 市民アンケート

市民アンケートは、平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢が 0 歳から 24 歳未満の子ども・若者がいる世帯のうち 6,000 世帯を対象にして実施しました。

本市において相対的貧困<sup>2</sup>の状況にある世帯(国の貧困線を参考とした貧困線<sup>3</sup>を下回る世帯)で生活する子どもの割合の推計に必要な情報(世帯人員数、所得の水準等)を把握すること、また、各世帯における生活の様子や物質的剥奪<sup>4</sup>の状況、子ども・若者や保護者の健康状態や就業の状況等を把握することにより、「貧困」の状態にあると考えられる方の状況を様々な観点から分析することを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### (2) 対象者アンケート

国の大綱では、子どもの貧困対策の中で「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

対象者アンケートは、生活保護を受給している世帯、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、寄り添い型学習等支援を利用している世帯の保護者ならびに中学生・高校生を対象に実施しました。また、児童養護施設で生活する中学生・高校生に対しても調査を実施しました。

これらの調査は、支援を要する緊急度の高い子どもや家庭の様子について把握すること、ならびに、必要とする支援策等について直接的にご意見を伺うことを目的に実施しました。

---

<sup>1</sup> 第2章に掲載されている図表の出所に関して、特段の記載がない場合は「市民アンケート」あるいは「対象者アンケート」を元に作成

<sup>2</sup> 相対的貧困：「相対的貧困」とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない状況をいう。また、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えた所得)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)をいう。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。(厚生労働省の国民生活基礎調査に関する資料より)

<sup>3</sup> 国の貧困線を参考とした貧困線：平成 25 年国民生活基礎調査で用いられた貧困線を参考に、世帯員人数毎に貧困線とする世帯可処分所得額を設定した。貧困線とする世帯可処分所得額は、1人世帯の場合は 120 万円、2人世帯は 175 万円、3人世帯は 210 万円、4人世帯は 245 万円、5人世帯は 275 万円、6人世帯は 300 万円、7人世帯は 325 万円とした。なお、8人以上の世帯に該当する回答はなかった。

<sup>4</sup> 物質的剥奪：「物質的剥奪(material deprivation)」とは、貧困の状態について、「金銭的な」または「インプット」側の指標ではなく、「非金銭的な」「アウトプット」側の側面に着目した際に用いられる概念・用語であり、社会において最低限必要な物が得られていない状況をいう(OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」(2008)より)



### **(3) 支援者ヒアリング**

支援者ヒアリングは、日ごろから困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている、区役所職員や施設等の職員、学校の教員や NPO 法人等、計 17 の機関・団体等に対して実施しました。

ヒアリングは、支援に関わる方の視点から、貧困状態にある子どもや家庭の生活の様子をうかがうこと、ならびに、貧困状態に至ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的として実施しました。

## 2 本市における子どもの貧困に関する状況

### (1) 本市における子どもの貧困に関する状況

#### ア 「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

「子どもの貧困率<sup>5</sup>」は、国が平成 26 年 8 月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の中で「子供の貧困に関する指標」のひとつとなっています。大綱の指標となっている子どもの貧困率は「平成 25 年国民生活基礎調査」（厚生労働省）による調査結果が採用されています。

本市では、国が「相対的貧困率」を算出する際の基準としている国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合を、市民アンケートにより得られたデータを用いて算出しました。

その結果、本市において貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は 7.7% となり、およそ 4 万 4 千人となります。また、「子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率<sup>6</sup>」は 45.9%、「子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率<sup>7</sup>」は 45.6% で、本市に暮らすひとり親世帯のおよそ半分が国の貧困線を下回る水準で生活している状況にあると推計されました。本市の、特にひとり親世帯の状況は、厳しい水準にあると言えます。

図表 2-1 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合

指標	横浜市 市民アンケート調査
世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.7%
世帯に含まれる24歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合	7.7%
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	45.9%
子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯に含まれる世帯員のなかで、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	45.6%

<sup>5</sup> 子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯に属する17歳以下の子どもの割合

<sup>6</sup> 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率：17歳以下の子どもがおり、世帯主が18歳以上65歳未満の現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合。なお大人とは18歳以上の世帯員と定義している

<sup>7</sup> 子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯の貧困率：17歳以下の子どもがおり、世帯主が18歳以上65歳未満のひとり親世帯の世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

### ☆コラム～貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合について～☆

「世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において「相対的貧困率」を算出する際の基準としている、国民生活基礎調査に基づく可処分所得額（貧困線）を下回る水準で生活する子どもの割合であり、市民アンケートの回答結果に基づき、以下のような方法により算出しています。なお、横浜市の中での世帯所得の額・分布を基に新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではないという点には留意が必要です。

- 市民アンケートの設問（問50）により、世帯の可処分所得の水準について、6つの選択肢の中から該当するものを回答いただき、国の示す貧困線を下回る水準の所得に該当するか否かを世帯ごとに判断しました。
- 貧困線の水準を下回る世帯に属する子どもの数について、アンケート対象の世帯に含まれる全ての子どもに占める割合を算出しました。

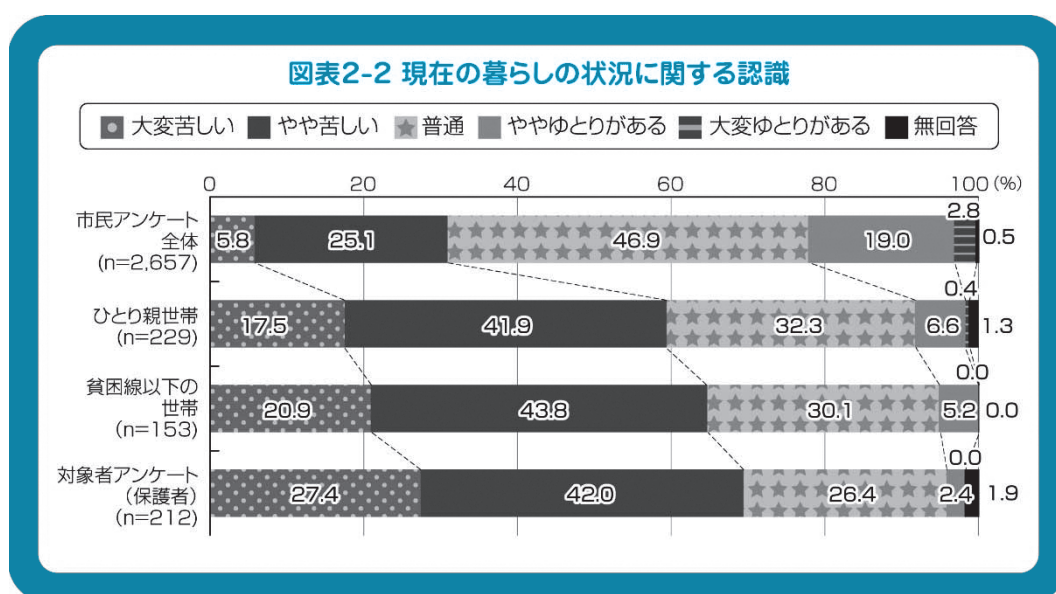
また、算出結果について、次のような点には留意が必要です。

- 可処分所得の水準をたずねた設問（問50）について、アンケート回答者の約2割の世帯は無回答でした。（18歳未満の子どもがいる世帯の有効回答数2,183件のうち、428件が無回答）
- この可処分所得の水準をたずねた設問（問50）に無回答であった約2割の世帯について、問50に回答した世帯と比較して、別の設問（問49）から把握される世帯所得額の平均額が約120万円低い状況となっています。
- このようなことから、問50に無回答であった約2割の世帯には、世帯所得が相対的に低い方がより多く含まれていると推察され、他方で、問50の集計対象となった世帯では所得が相対的に多い方がより多く含まれていた可能性があります。

※ 市民アンケートについては、P92～＜参考資料＞参照

## イ 暮らし向きに関する認識

市民アンケートの調査結果によると、ひとり親世帯と、相対的貧困の状況にある世帯（以下「貧困線以下の世帯」という）の現在の暮らし向きは、他の世帯と比較して厳しい状況にあることがうかがえます。現在の暮らしの状況に対する認識について、「大変苦しい」と回答した割合は、市民アンケート全体が5.8%であるのに対して、ひとり親世帯では17.5%、貧困線以下の世帯では20.9%となっています。また、対象者アンケートの結果では、その割合は27.4%となっています。



## ウ 「物質的剥奪」の状況にある世帯の割合について

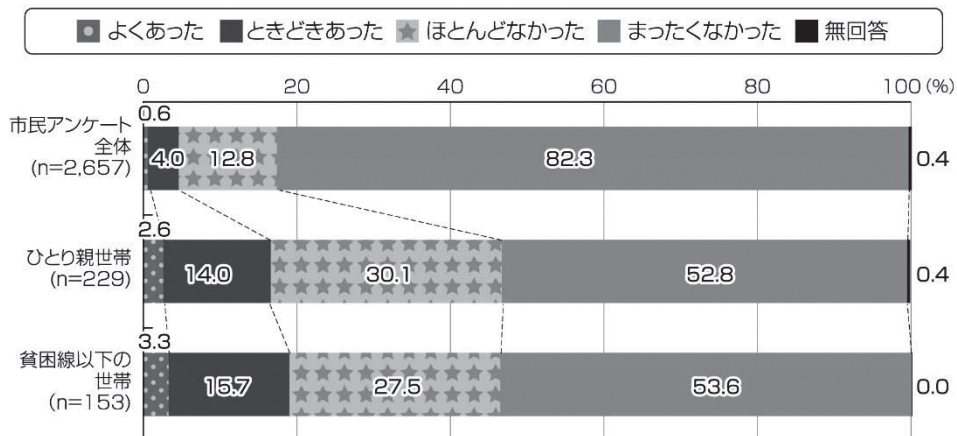
子どもの貧困の状況は、世帯の収入などの経済的な尺度と合わせて、基本的な生活ニーズが満たされているかなど金銭面以外の尺度についても測ることで、多面的に捉えることが必要です。物質的剥奪の状況とは、社会で通常必要と考えられる生活必需品が欠けている状況を指します。市民アンケートでは、「食料」、「医療」、「文具や教材」等の観点から、物質的剥奪の状況について把握をしました。

「食料」について、「過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがあったか」をたずねたところ、「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した割合は市民アンケート全体では4.6%となっています。なお、ひとり親世帯では16.6%、貧困線以下の世帯では19.0%が必要とする食料が買えないことが「よくあった」または「ときどきあった」と回答しています。

「医療」について、「過去1年間に子どもが病気やケガをしたときに病院を受診しなかったことがあったか」についてたずねたところ、「ある（医療費を支払うことが難しいため）」と回答した割合は、市民アンケート全体では2.3%でしたが、貧困線以下の世帯では7.2%となっています。

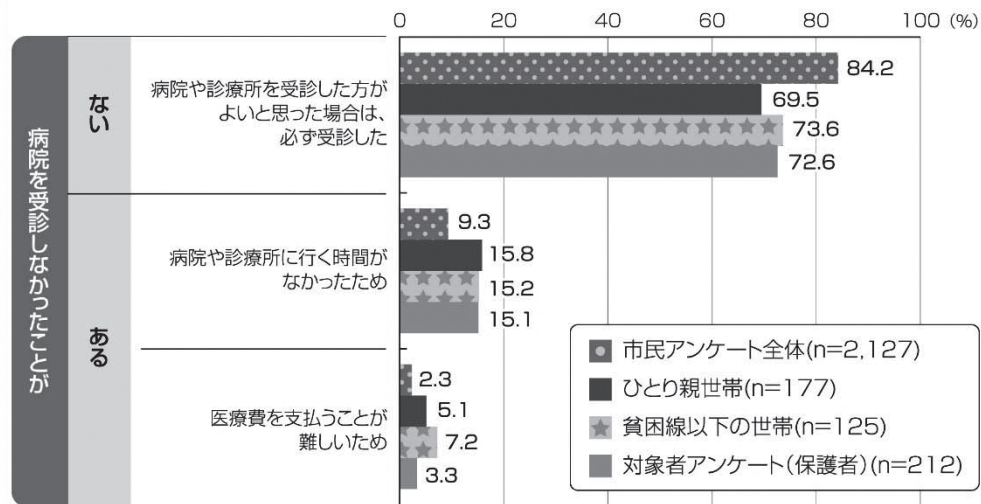
「文具や教材」については、「過去1年間にお金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあったか」についてたずねたところ、買えないことが「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答した割合は、市民アンケート全体の4.7%でした。この点について、ひとり親世帯では19.2%、貧困線以下の世帯では21.6%、対象者アンケートの保護者では37.3%が、「よくあった」あるいは「ときどきあった」と回答しています。

図表2-3 必要とする食料が買えないことがあった（過去1年間）



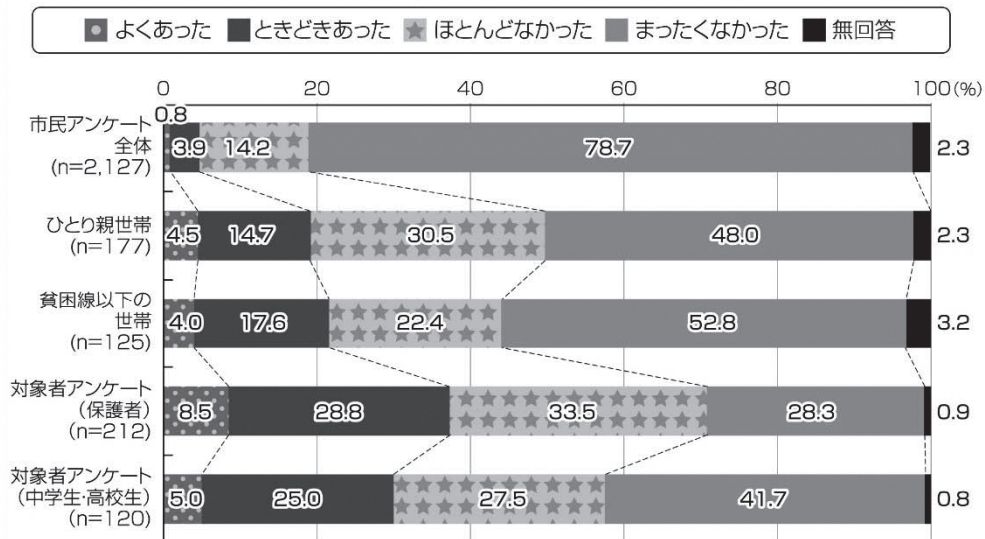
※「ひとり親世帯」について、宛名の子ども・若者本人が「該当する」と回答した場合は除く。

図表2-4 医療へのアクセス(過去1年間)



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。  
 ※集計には無回答であったものも分母に含む。  
 ※質問には上記以外の選択肢を含めて調査しているが、回答数が少なかった選択肢は省略している。  
 ※「医療費を支払うことが難しいため」は、「公的医療保険に加入しておらず、医療費を支払うことが難しいため」と「公的医療保険に加入しているが、医療費を支払うことが難しいため」を合計している。

図表2-5 子どもが必要とする文具や教材が買えないことがあった(過去1年間)



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。  
 ※対象者アンケート(中学生・高校生)については、「普段の生活の中で、お金が足りなくて、必要とする文具や教材が買えないことはありますか」との設問で、「よくある」と「ときどきある」「ほとんどない」「まったくない」の選択肢で調査している。

## 工 経済的困難等、特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

国の大綱では、子どもの貧困対策によって「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。

本市におけるこれらの子どもの数や世帯数の推移、ならびに、「就学援助を受けている子ども」の状況は次のようになっています。

### ○社会的養護を必要とする子ども

「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対して、公的責任で社会的に保護し育てるとともに、子育てに困難を抱える家庭に対しても支援を行うことです。社会的養護を担う施設等には、児童養護施設<sup>8</sup>、乳児院<sup>9</sup>、情緒障害児短期治療施設<sup>10</sup>、児童自立支援施設<sup>11</sup>、母子生活支援施設<sup>12</sup>、里親<sup>13</sup>、ファミリーホーム<sup>14</sup>、自立援助ホーム<sup>15</sup>があります。本市で社会的養護を受ける子どもは、平成 26 年度末現在で、乳児院や児童養護施設に入所している子ども、里親等に委託されている子ども等で 880 人となっており、本市の 18 歳未満の子どものおよそ 0.15%となっています。

---

<sup>8</sup> 児童養護施設：保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

<sup>9</sup> 乳児院：乳児（特に必要のある場合には幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

<sup>10</sup> 情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

<sup>11</sup> 児童自立支援施設：不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

<sup>12</sup> 母子生活支援施設：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

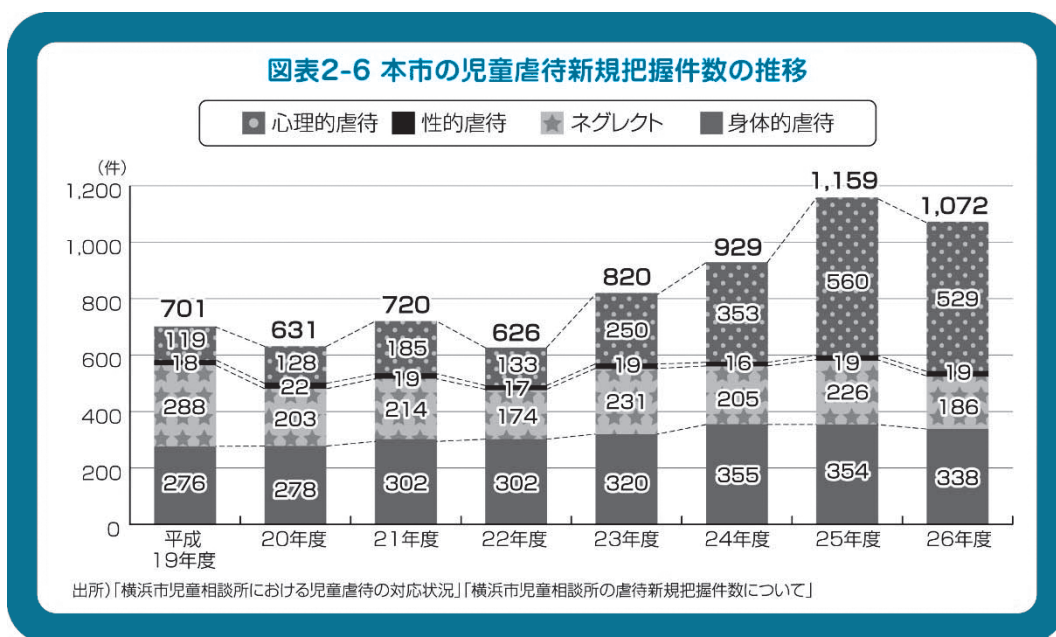
<sup>13</sup> 里親：要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるもの。

<sup>14</sup> ファミリーホーム：要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うもの。

<sup>15</sup> 自立援助ホーム：義務教育を終了した 20 歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。

国の調査<sup>16</sup>によれば、児童養護施設に入所する子どもの4割程度が保護者からの虐待を受けたことを理由に保護されています。次いで、保護者の病気、離婚、行方不明等により、保護者からの養育を受けられないことが入所理由となっています。このように、家庭での養育が望めない状況で社会的養護を受けるに至っており、多様で深刻な背景を抱える子どもが多いと言えます。

本市の児童虐待新規把握件数は増加傾向にあり、平成26年度の1年間で1,000件を超えています。児童虐待として把握されたうちの2割程度が社会的養護のもとで暮らしています。なお、本市の社会的養護を必要とする子どもの数は、恒常的に本市内の施設の定員を上回っている状況です。



### ○生活保護世帯の子ども

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

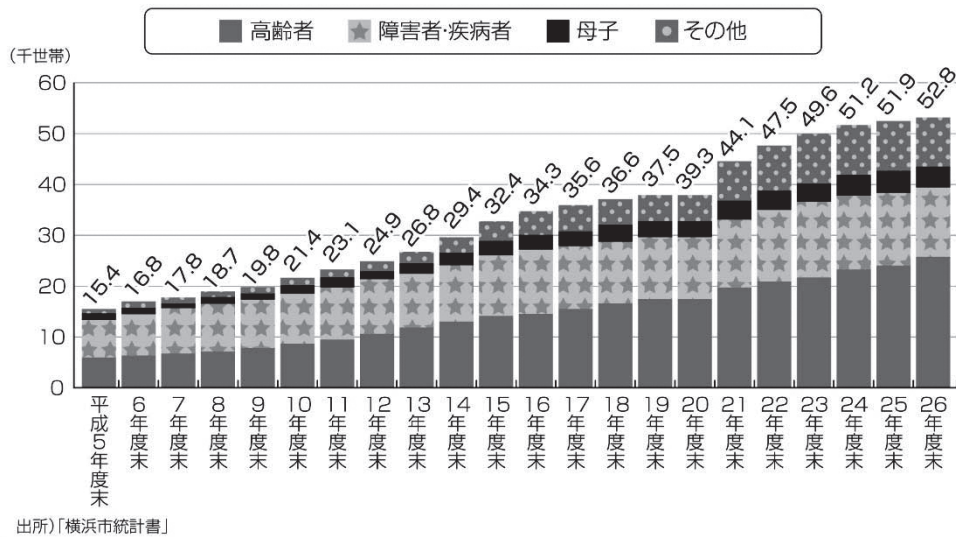
本市の生活保護を受給する世帯数は、過去20年で3倍以上に大きく増加しています。生活保護を受給する母子世帯数についても、過去20年間で約3.7倍に増加し、平成26年度末で約4千世帯となっています。本市の生活保護を受給している世帯の割合（保護率・百分率）は、平成26年までの過去20年間で約3倍に増加しました。平成27年7月の保護率は、全国平均の1.71%を上回る1.92%となっています。

<sup>16</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設入所児童等調査結果」平成27年1月

なお、児童養護施設への入所理由の4割が児童虐待となっているが、入所理由でないものを含めた場合、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は「虐待経験あり」となっている。

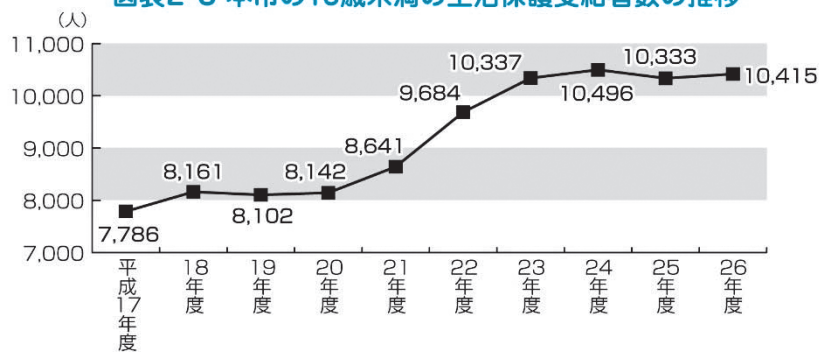


図表2-7 本市の生活保護受給世帯数の推移



本市で生活保護を受給する世帯の18歳未満の子どもの数は、リーマンショック以降に急増し、平成26年7月現在で約1万人、18歳未満の約2%となっています。

図表2-8 本市の18歳未満の生活保護受給者数の推移

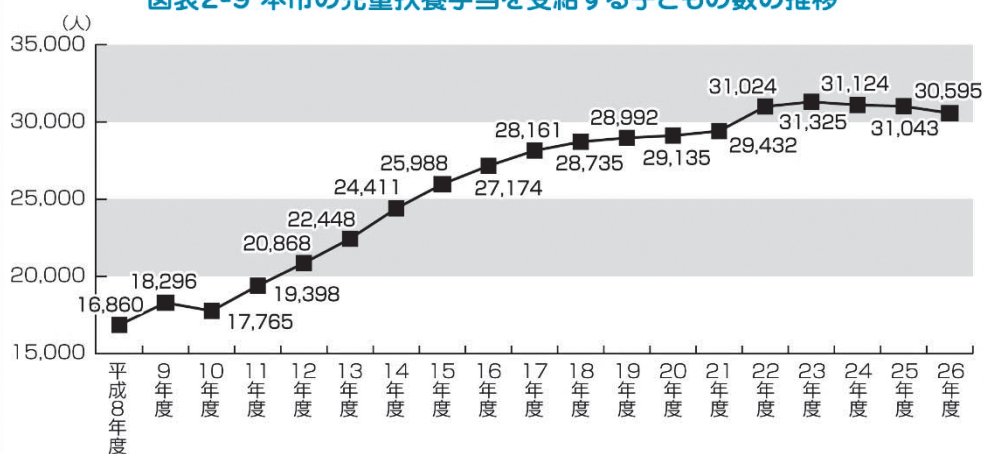


出所)「平成26年度第4回被保護者調査」  
 ※平成22年度までは各年7月1日現在、平成23年以降は7月31日現在

### 〇ひとり親世帯の子ども

国勢調査によると、本市の母子・父子世帯数は平成22年までの15年間で1.76倍に増加しました。本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、平成25年で3万1千人となっており、18歳未満の子どもに占める割合は約5%となっています。

図表2-9 本市の児童扶養手当を受給する子どもの数の推移



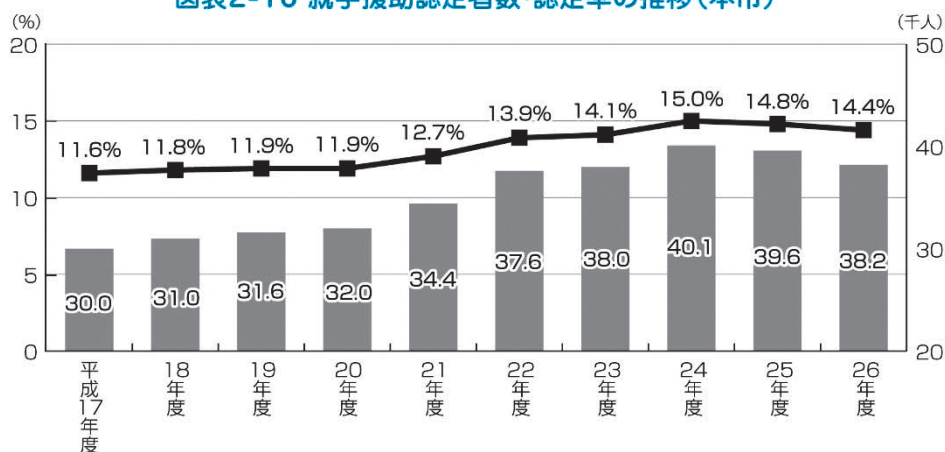
出所)「横浜市統計書」

○就学援助を受けている子ども

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助しています。就学援助の対象となる保護者は、生活保護を受給しているか、それに準ずる経済的困窮の状況にあると本市が認定した方です。

就学援助を受けている子どもの数は、平成17年度から平成25年度で約1万人増加し、約4万人となっています。平成26年度に就学援助を受けている子どもの割合は、14.4%となっています。

図表2-10 就学援助認定者数・認定率の推移(本市)



## (2) 子ども・家庭の課題と子どもの貧困

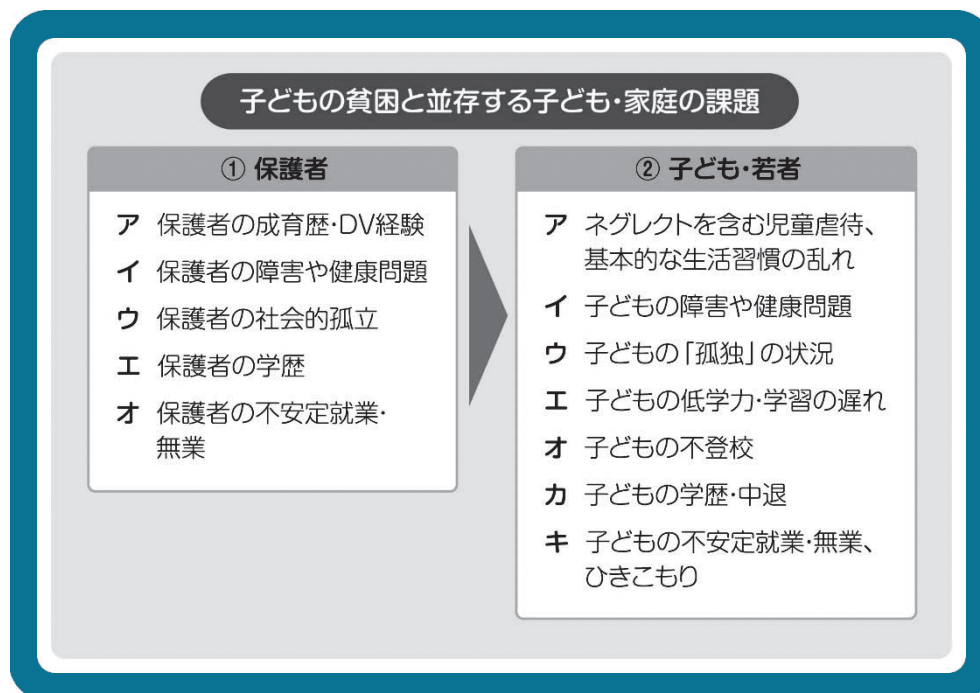
子どもの貧困は、保護者等の経済的困窮に加えて、子どもやその家庭の重層的な困難と結びついていることが多いと考えられます。

支援者ヒアリングによると、支援が必要となる子どもや家庭については、複数の、質の異なる困難が重層的にからまりあっているケースが多く、様々な支援者が連携して対応することが少なくないということが把握されました。

各家庭が生活困窮にいたる経路や、背後に抱えている課題は一様ではなく、一般化できるものではありませんが、支援者ヒアリングや市民アンケート・対象者アンケートの調査結果から、経済的困窮状況にある子どもや家庭が同時に抱える課題として、下図に例示したような深刻な困難や社会的不利があるのではないかと考えられます。

子どもの貧困の背景に存在する、子どもと家庭が抱える多様な困難状況を把握するために、まず、子どもの育ちに最も大きな影響を与える保護者の状況について、次に、子ども・若者の抱える困難について、本市の支援者ヒアリングとアンケート調査結果をもとに整理しました。

それぞれの保護者が抱える困難が、その子どもの育ちに何らかの影響を与え、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することが示唆されます。直接的な経済的困窮対策だけでなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点が必要となります。



## ① 保護者の抱える困難

### ア 保護者の成育歴・DV経験

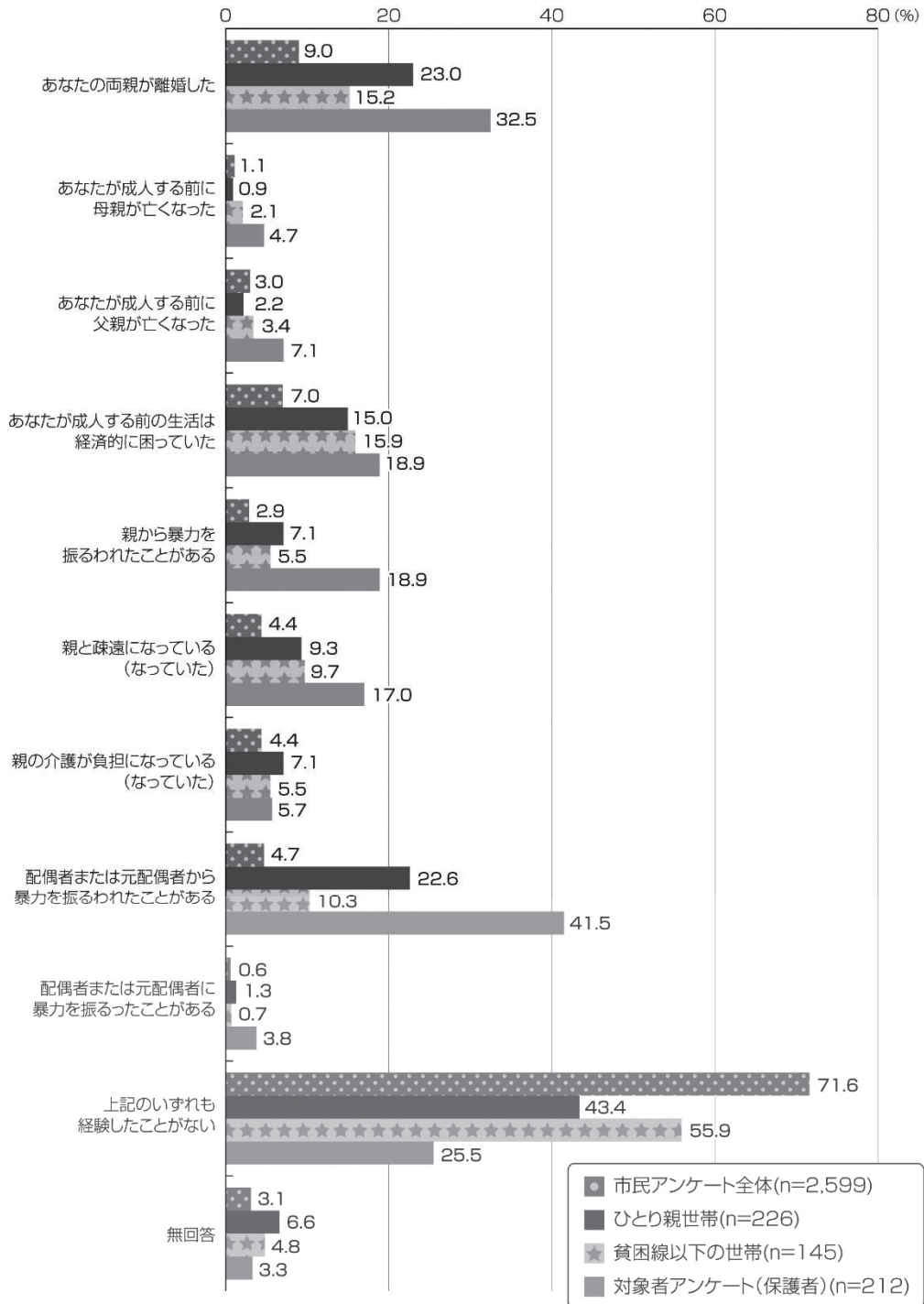
支援者ヒアリングでは、保護者が自身の親（子どもから見た祖父母）から虐待を受けていた経験があることや、親と疎遠になっていて頼れない状況の方が多いということが指摘されています。また、配偶者からのDVを受けた経験のある方が多いという指摘もなされています。

アンケート調査では、保護者自身の成育歴や過去の経験として、「両親の離婚」、「親との死別」、「子どもの頃の経済的困窮」、「親や配偶者からの暴力等を受けた経験」等の有無についてたずねました。その結果、これらの経験について「いずれも経験したことがない」と回答したのは、市民アンケート全体では71.6%、ひとり親世帯では43.4%、貧困線以下の世帯では55.9%、対象者アンケートの保護者では25.5%でした。

特にひとり親世帯の場合には、「両親が離婚した」との回答割合が2割以上、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」との回答割合も2割以上となっており、「ひとり親」の状況が世代間で連鎖しているケースや、配偶者からの暴力（DV）が原因でひとり親に至ったのではないかと考えられる方が一定程度いることがうかがえます。

対象者アンケートの保護者の回答としても、「配偶者または元配偶者から暴力を振るわれたことがある」は41.5%、「あなたの両親が離婚した」は32.5%、「親から暴力を振るわれたことがある」は18.9%、「成人する前の生活は経済的に困っていた」は18.9%となっており、保護者自身も厳しい成育歴や経験を抱えている場合が多いことが確認されました。

図表2-11 保護者自身の親や配偶者との関係性



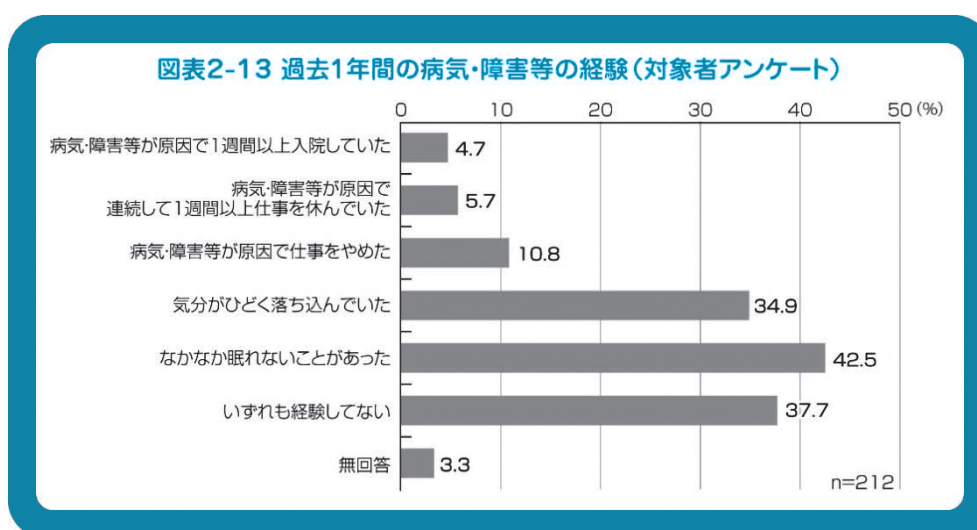
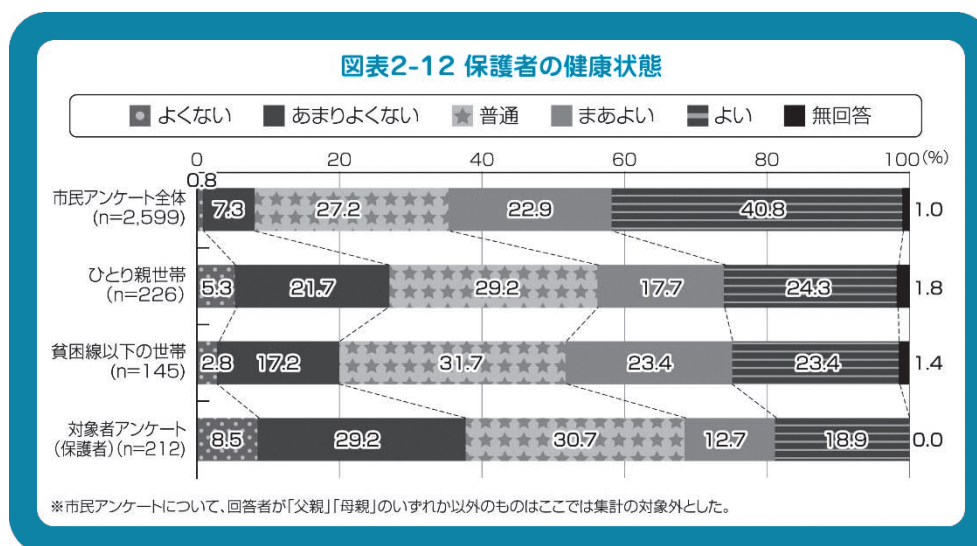
※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。

## イ 保護者の障害・健康問題

支援者ヒアリングでは、保護者に知的障害等の障害があるケースや精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが増えていることが指摘されました。

アンケート調査から、保護者の現在の健康状態について、「あまりよくない」「よくない」と回答した割合を比較すると、市民アンケート全体では8.1%であるのに対して、ひとり親世帯では27.0%、貧困線以下の世帯では20.0%、保護者に対する対象者アンケートでは37.7%となっています。

また、保護者について過去1年間の病気や障害等の経験の有無についてたずねたところ、対象者アンケートの結果として、42.5%が「なかなか眠れないことがあった」、34.9%が「気分がひどく落ち込んでいた」と回答しており、さらに、「病気・障害等が原因で仕事をやめた」とした人の割合は10.8%にのぼっています。



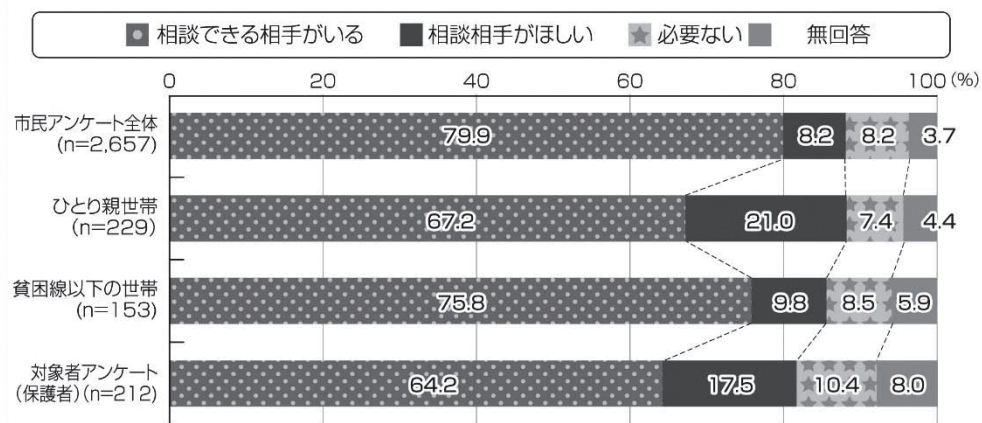
## ウ 保護者の「社会的孤立」の状況

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の保護者は、障害や精神疾患等の影響もあり、人間関係をうまく築くことができないことが多いということが指摘されています。また、「保護者の成育歴・DV経験」で触れたこととの関連で、保護者が自身の親や配偶者等から虐待や暴力を受けていたことなどから、親族等に頼れない状況の方も多いことも指摘されています。さらに、このような方の中には、支援者との関係性を含めて、人とのつながりを自ら「断ち切ってしまう」という事例もあるとされています。

これらの結果、保護者が「社会的孤立」状況となり、また、支援者との関係が切れてしまうことで、子どもへの支援が届かなくなるという課題があることも指摘されています。

アンケート調査で、「心おきなく相談できる相手がいるか」についてたずねたところ、ひとり親世帯では、「相談できる相手がいる」との回答割合が回答者全体と比べて低く、「相談相手がほしい」との割合が2割以上となっています。なお、対象者アンケートに回答いただいた保護者も、17.5%が「相談相手がほしい」としています。

図表2-14 心おきなく相談できる相手の有無



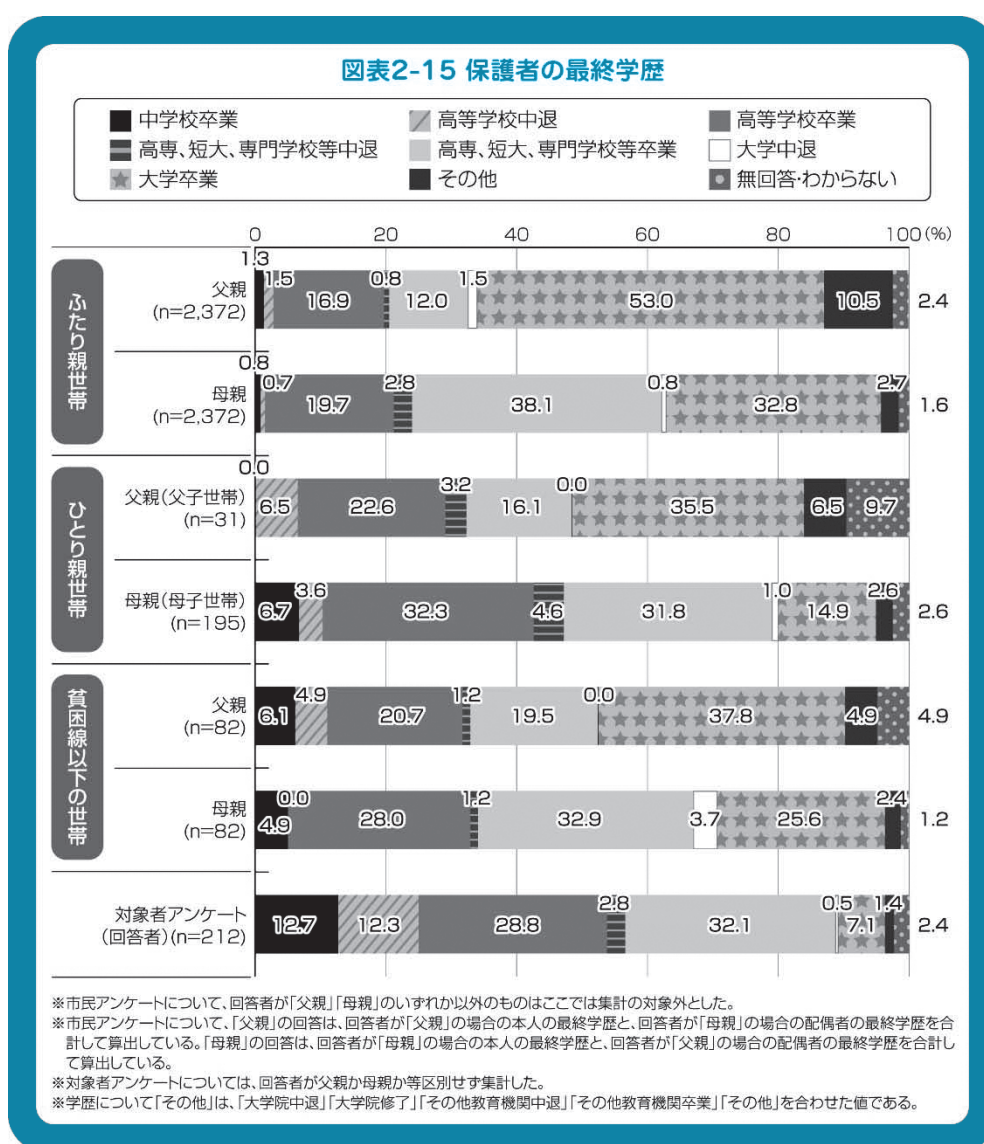
※「ひとり親世帯」について、宛名の子ども若者本人が該当すると回答した場合は除く。

## エ 保護者の最終学歴

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の保護者の特徴のひとつとして、最終学歴が中学校卒業や高校中退である割合が高いということが指摘されています。

アンケート調査から、保護者の最終学歴について把握すると、父親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯では 2.8%、父子世帯では 6.5%、ふたり親世帯のうち貧困線以下の世帯では 11.0%となっています。

同様に、母親の最終学歴が「中学校卒業」あるいは「高等学校中退」と回答した割合は、ふたり親世帯では 1.5%、母子世帯では 10.3%、ふたり親世帯のうち貧困線以下の世帯では 4.9%となっています。





## オ 保護者の就業状況

支援者ヒアリングでは、健康面等で問題を抱えている方や、外国籍の方（日本語の理解が不十分である方）、学歴が相対的に低い方などでは、働きたくとも働けない、または仕事に就いていても非正規雇用で不安定であるなど、十分な収入が得られない状況にあることが多いと指摘されています。

また、ひとり親世帯の親など子育てと生計の維持を一人で担わなければならない場合では、勤務地や就業時間の制約を受けることが多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因のひとつとなっているとされています。

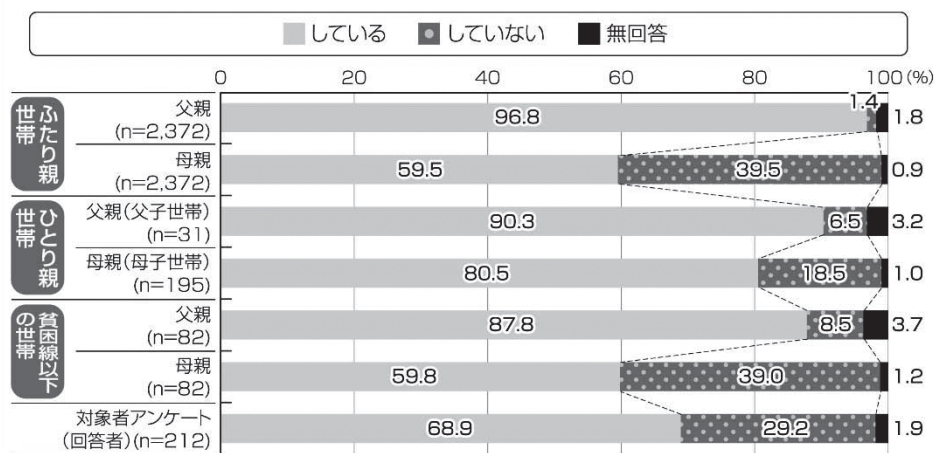
このほか、ダブルワーク・トリプルワークをしている方や、早朝や深夜の時間帯に働いている方が少なくないことが指摘されており、深夜の時間帯の就労に関しては、子どもの徘徊等の行動など、子どもの基本的な生活習慣の乱れとの関連性についても指摘がなされています。

他方、アンケート調査から、保護者の就業状況についてみたところ、母子世帯の母親の約8割、父子世帯の父親の約9割は就労しています。また、対象者アンケートの保護者（回答者）は約7割が就労しています。

就労をしている方について、働いているにも関わらず経済的困窮の状況に置かれる背景として、パートタイムやアルバイト等の低賃金で不安定な非正規雇用で働いている割合が高く、「正社員・正規職員」で働く割合が低いという雇用状況があります。市民アンケートによると、「正社員・正規社員」の比率は、ふたり親世帯の父親や父子世帯の父親では約9割となっていますが、母子世帯の母親では4割弱となっています。

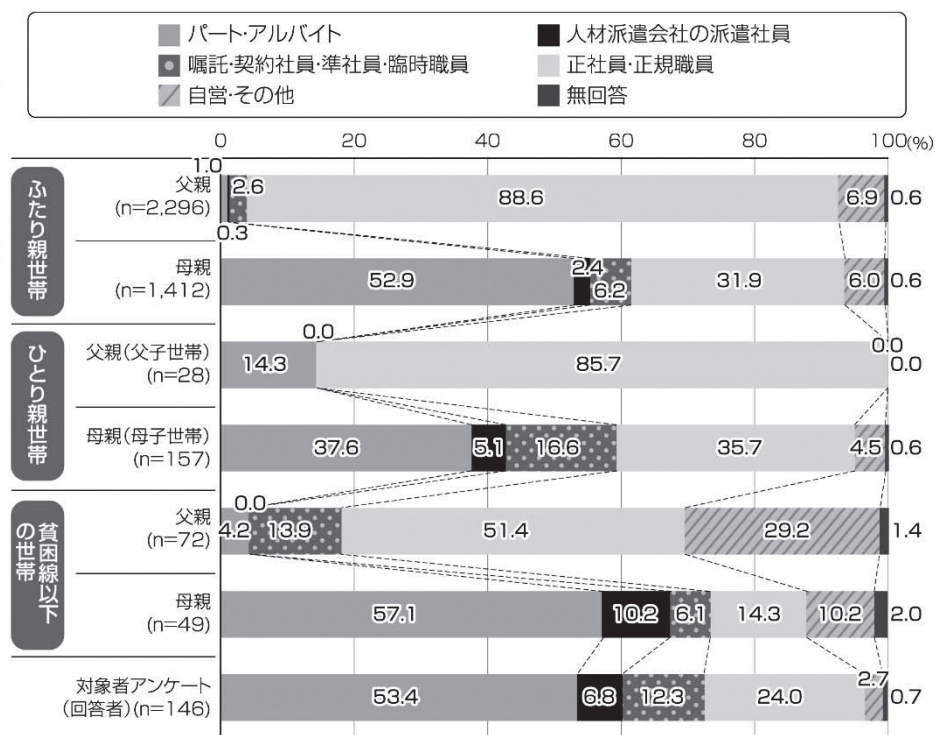
また、過去1年間で複数の仕事を掛持ちしたことがあるかをたずねたところ、母子家庭の母親が11.3%、貧困線以下の世帯の母親が10.5%、父子家庭の父親が9.7%と、ひとり親世帯や貧困線以下の世帯では複数の仕事を掛持ちしたことがある人の割合が比較的高くなっています。

図表2-16 現在の就業の状況



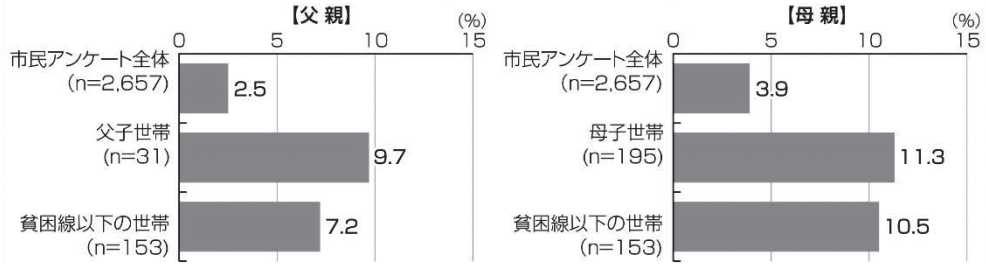
※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。  
 ※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親が等区別せず集計した。

図表2-17 就業形態



※市民アンケートについて、回答者が「父親」「母親」のいずれか以外のものはここでは集計の対象外とした。  
 ※市民アンケートについて、「父親」の回答は、回答者が「父親」の場合の本人の就業形態と、回答者が「母親」の場合の配偶者の就業形態を合計して算出している。「母親」の回答は、回答者が「母親」の場合の本人の就業形態と、回答者が「父親」の場合の配偶者の就業形態を合計して算出している。  
 ※対象者アンケートについては、回答者が父親か母親が等区別せず集計した。  
 ※「自営・その他」は、「自営業主(商店主・農業など)」「自家営業の手伝い」「その他」を合わせた値である。

図表2-18 過去1年間の複数の仕事を掛持ちした経験(ダブルワーク等の状況)

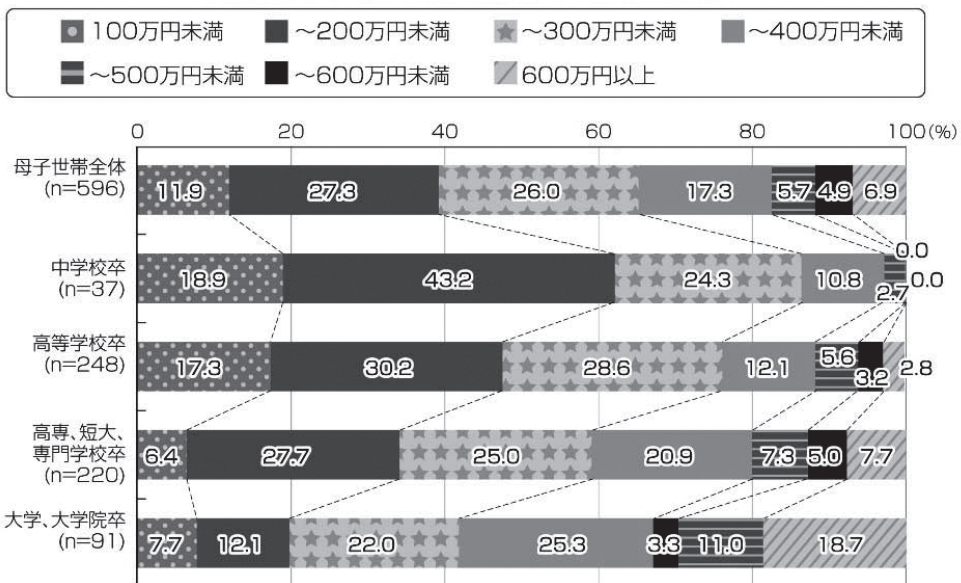


☆コラム～ひとり親世帯のなかでの学歴による差異～☆

上述の通り、ひとり親世帯、特に母子世帯の場合には、「正社員・正規職員」で働く方の割合が低く、働いてはいるものの経済的に苦しい状況にあるという方が多いものと考えられます。

ただし、母子世帯のなかでも、保護者の方の学歴等の違いにより、状況は異なると考えられます。本市が平成24年度に実施した「母子家庭等実態調査」によると、母子世帯の状況に関して、保護者の方の最終学歴が高くなるほど、就労収入が高くなるという相関関係がみられています。最終学歴が「中学校卒」である世帯では、1年間の就労収入が200万円未満である割合が約6割となっているのに対して、「大学、大学院卒」の場合には、200万円未満の割合は2割弱となっています。

図表2-19 母子世帯の最終学歴と就労収入

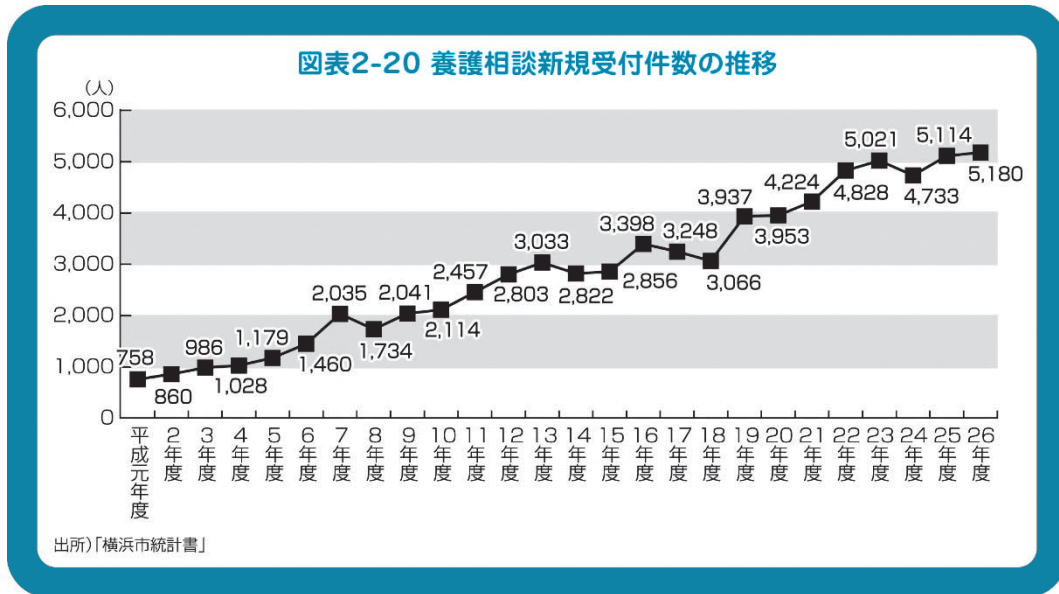


出所)本市「平成24年度母子家庭等実態調査」データをもとに作成  
※ 無回答は除く

## ② 子ども・若者の抱える困難

### ア ネグレクトを含む児童虐待、基本的な生活習慣の乱れ

本市の児童相談所に寄せられた養護相談の新規受付件数は、過去 20 年間で約 4 倍に増加しています。養護相談には、児童虐待、家族関係の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足等に関連する相談内容が含まれており、厳しい成育環境のもとに育つ子どもが増加していると考えられます。



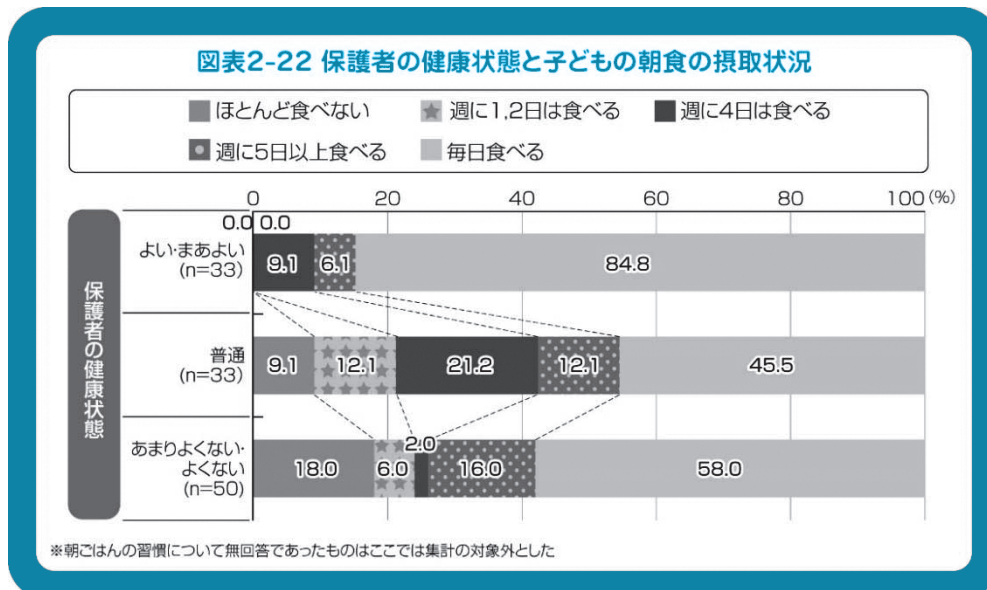
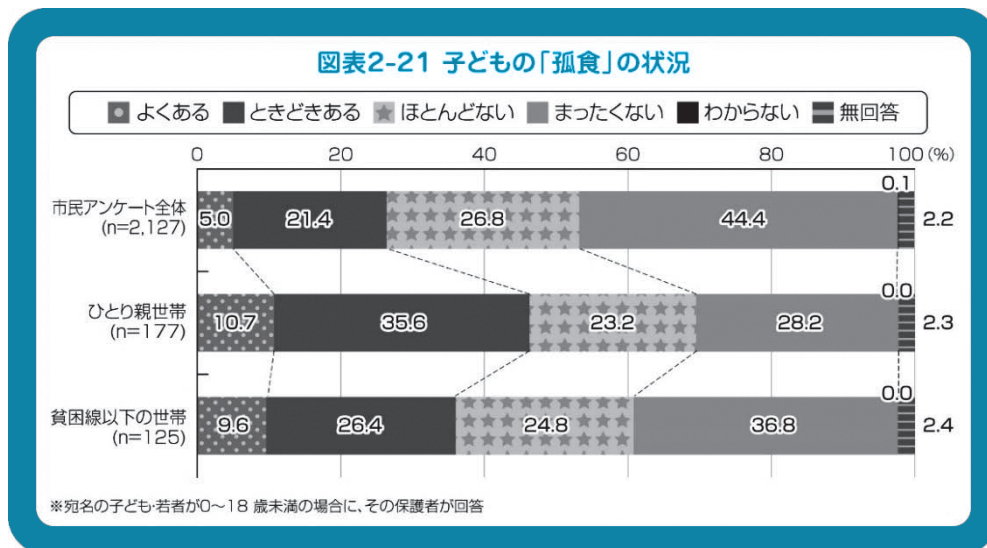
支援者ヒアリングでは、児童相談所が児童虐待等で関わる家庭の中に、経済的困窮の課題を抱える例が多いことが指摘されています。具体的な例として、身体的虐待のほか、適切な食事を与えていない、学校等への登校がままならない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなどのネグレクトの状況にある世帯への対応が増えているとされています。なお、このようなネグレクトの一部には、保護者の早朝・夜間帯の就労や、精神疾患等が原因となったネグレクトが存在することも指摘されています。また、ネグレクトとまではいかなくとも、子どもと向き合う時間的・精神的な余裕がない場合も多いとされています。

市民アンケートで、普段子どもだけでご飯を食べることがあるかについてたずねたところ、「よくある」と回答した割合は、市民アンケート全体では 5.0%、ひとり親世帯では 10.7%、貧困線以下の世帯では 9.6%となっています。なお、ひとり親世帯では、「よくある」「ときどきある」を合わせると 5 割近くとなっています。

また、支援者ヒアリングでは、保護者に精神疾患や疾病がある世帯等の例で、保護者が子どもを起こして登園・登校の準備をすることが出来ず、子どもの通園・通学が困難になることがあるという課題や、子どもに食生活をはじめとした基本的な生活習慣が十分

に身につかないという課題が見られることが指摘されており、これらの課題に対応する支援が必要であるとされています<sup>17</sup>。

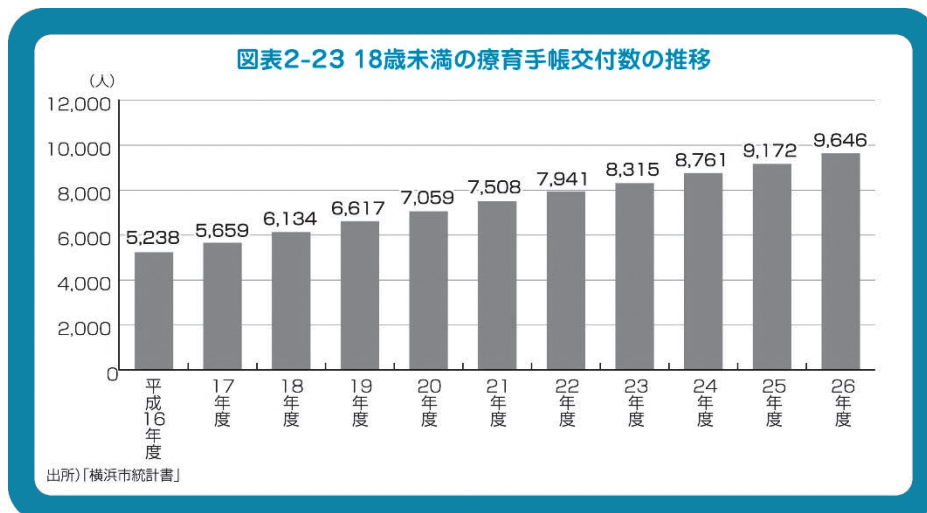
対象者アンケートから、保護者の健康状態と子どもの朝食の摂取状況について分析したところ、保護者の健康状態が「よい・まあよい」の場合には8割以上が「毎日食べる」と回答しているのに対して、健康状態が「普通」「あまりよくない・よくない」の場合には、「毎日食べる」と回答した割合が低くなっています。



17 このほか、児童虐待による子どもの育ちへの影響として、暴力を受ける体験からトラウマを持ち、そこから不安や情緒不安定などの様々な精神症状が現れる場合があること、栄養や感覚刺激の不足等によりもともと能力に比べて知的な発達が十分に得られない場合があること、保護者との基本的な信頼関係を構築できず愛着関係を形成することが困難となり対人関係に問題が生じることがあること等、様々な影響があるとされている。（「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（厚生労働省）より抜粋、要約）

## イ 子どもの障害・健康問題

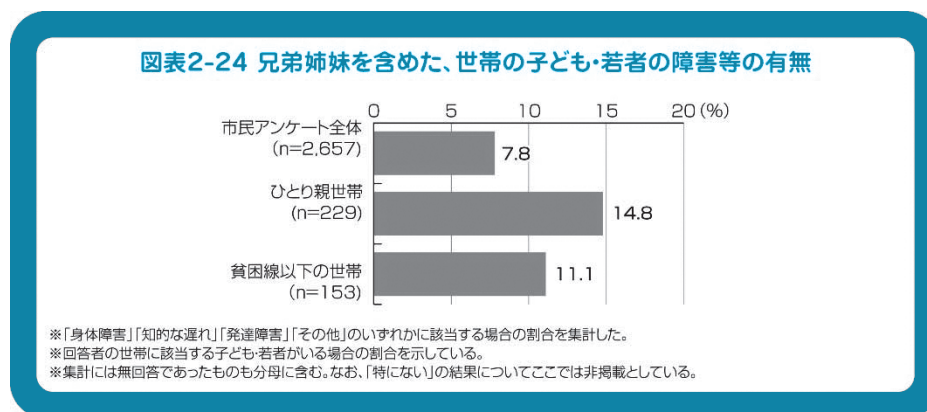
本市の18歳未満の知的障害児に対する療育手帳交付数は、過去10年で1.8倍に増加し、平成26年度で約1万人となっています。



支援者ヒアリングにおいても、知的障害や発達障害を抱える子どもへの対応が増えているという話が聞かれました。また、手帳等の取得の有無に関わらず、学習面や対人関係の面で課題を抱える子どもへの対応が増えていると指摘されています。このほか、発達障害との判別が難しい、成育環境からの影響の強い「愛着障害」と考えられる子どもも増えてきているのではないかとされています。

市民アンケートにおいて、兄弟姉妹を含めて子どもに身体障害、知的な遅れ、発達障害等、何かしらの障害がある世帯の割合を集計したところ、ひとり親世帯では14.8%、貧困線以下の世帯では11.1%となっており、経済的困窮を抱える世帯で子どもの障害を抱えている割合が相対的に高くなっています。

なお、支援者ヒアリングでは、保護者の就労と子どもの障害について、子どもに障害があることで保護者が働くことが出来ない、あるいは勤務可能な条件に制約があるために正規の職に就くことが困難であるということも指摘されています。



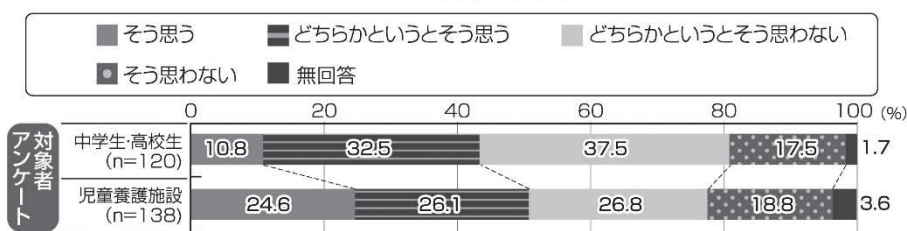
## ウ 子どもの「孤独」の状況

支援者ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、孤独感を強く持っている傾向があることや、他人に対する不信感が高いこと、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等が指摘されています。

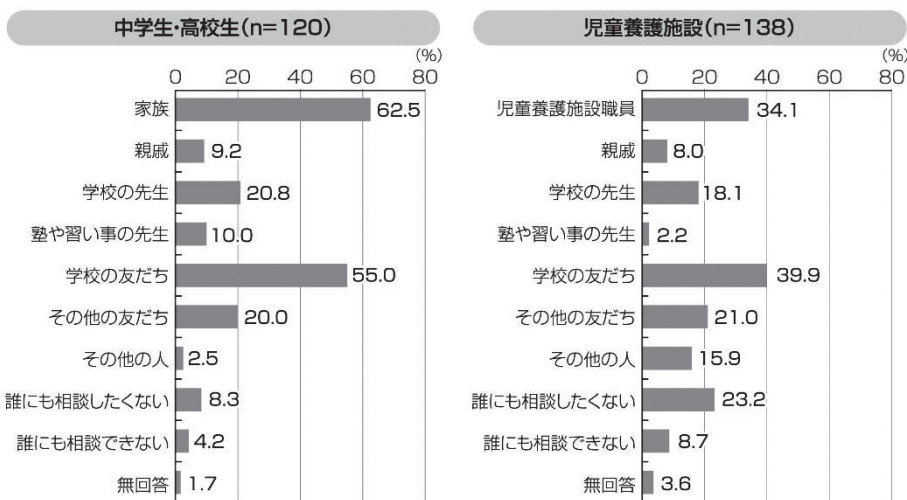
対象者アンケートから、中学生・高校生の回答として、「人は信用できないと思う」という意識についてみると、「そう思う」「どちらかというと思う」の回答割合は4割以上となっていました。同様に、児童養護施設の中学生・高校生では、「そう思う」「どちらかというと思う」の回答割合は5割を超える結果となっています。

また、対象者アンケートの中学生・高校生に、悩んでいるときに相談する相手についてたずねたところ、「誰にも相談したくない」という回答が8.3%、「誰にも相談できない」という回答が4.2%となっており、悩みごとがあっても相談しない・相談できない人が一定割合で存在しています。この点について、児童養護施設の中学生・高校生では、「誰にも相談したくない」に23.2%、「誰にも相談できない」に8.7%が回答しており、相談しない・相談できない人の割合が比較的高くなっています。

図表2-25 人は信用できないと思う



図表2-26 悩んでいるときの相談相手(対象者アンケート)

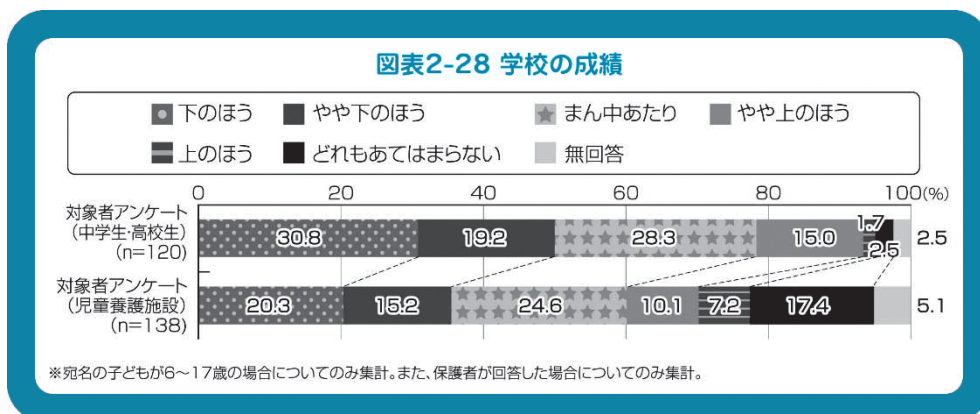
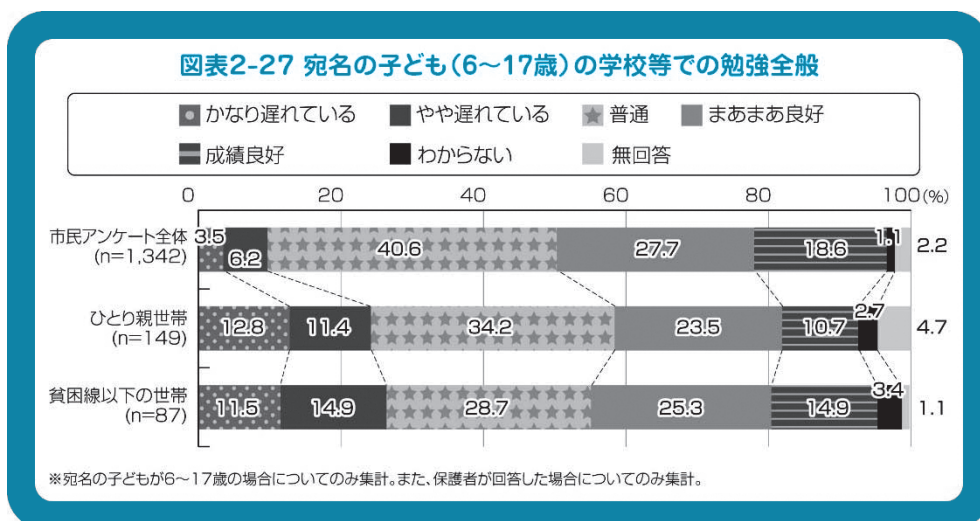


## エ 子どもの低学力・学習の遅れ

支援者ヒアリングでは、課題を多く抱える家庭の子どもは学校の成績があまり良くなく、学習が遅れがちであることが多いと指摘されています。また、学業の遅れの背景に関しては、障害が疑われるケースのほか、部屋が整理されていないことや学習机がないことなど、勉強できる居住環境ではないことが影響しているのではないかとすることも指摘されています。

子どもの勉強全般の状況について、市民アンケートから、宛名の子どもが6～17歳の場合に、子どもの学校等での勉強全般の状況について分析したところ、学校等の勉強全般の状況が「かなり遅れている」または「やや遅れている」と回答した割合は、市民アンケート全体では9.7%であったのに対して、ひとり親世帯では24.2%、貧困線以下の世帯では26.4%となっていました。

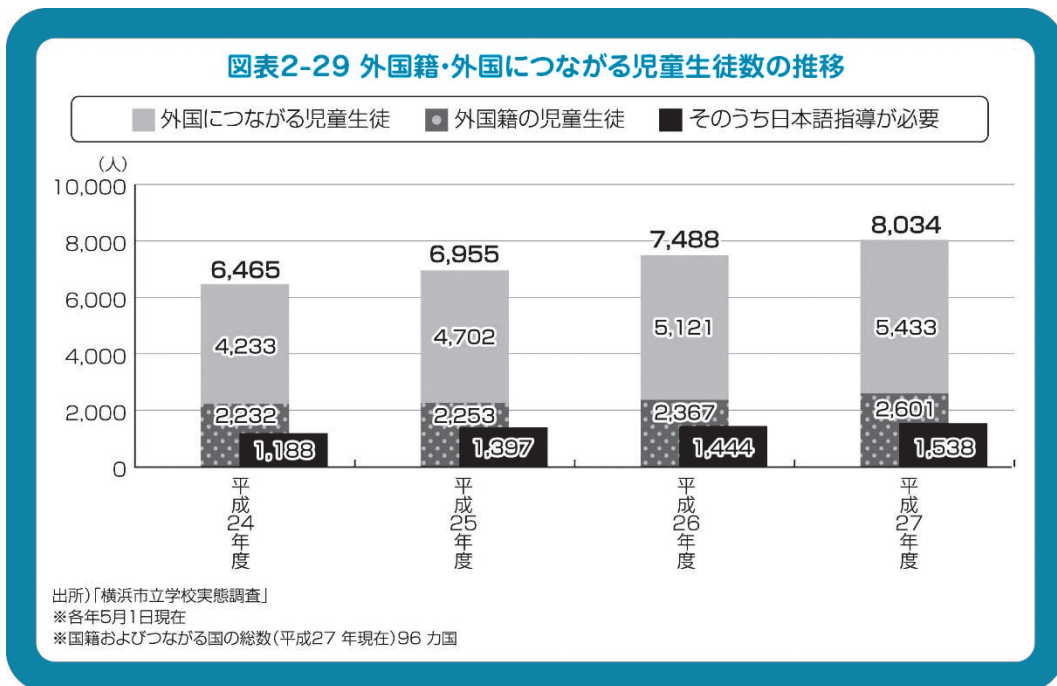
また、対象者アンケートから、中学生・高校生自身に学校の成績の状況について分析したところ、学校の成績が学年の中で「下のほう」または「やや下のほう」と回答した割合は50.0%、児童養護施設の中学生・高校生では35.5%となっており、成績の分布が下の方に偏っている傾向がみられました。





なお、支援者ヒアリングでは、学習の遅れを特に抱えやすい子どもとして、外国籍・外国につながる子どもの例が挙げられました。

外国籍・外国につながる子どもは、平成 27 年 5 月現在で、本市の小・中学校に約 8,000 人在籍していますが、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は約 1,500 人となっています。外国籍・外国につながる子どもは、教科学習に必要な日本語（学習言語）の習得が不十分なために授業についていけない場合があることに加え、学校生活で孤立しがちであること、保護者も日本語が不自由で学校の準備が十分にできない等、学習に不利な状況にあるのではないかと考えられます。

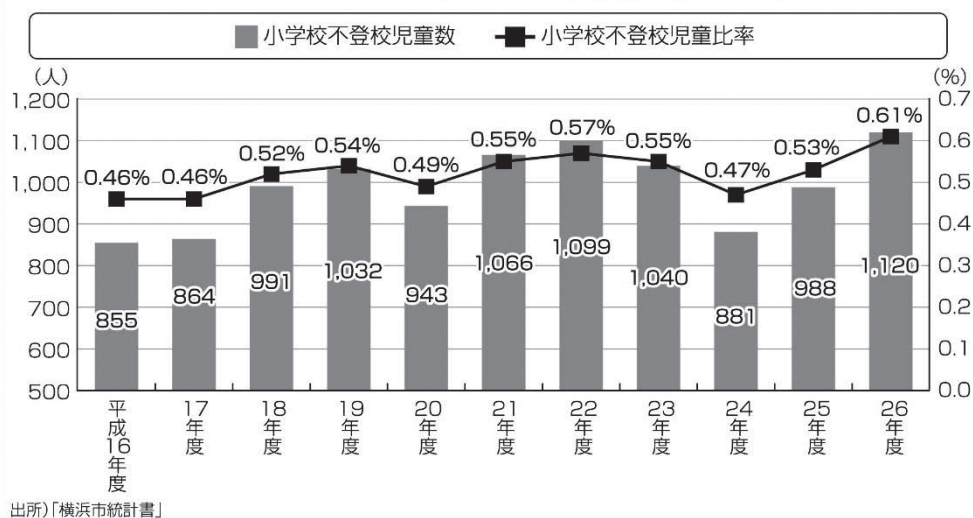


## オ 子どもの不登校

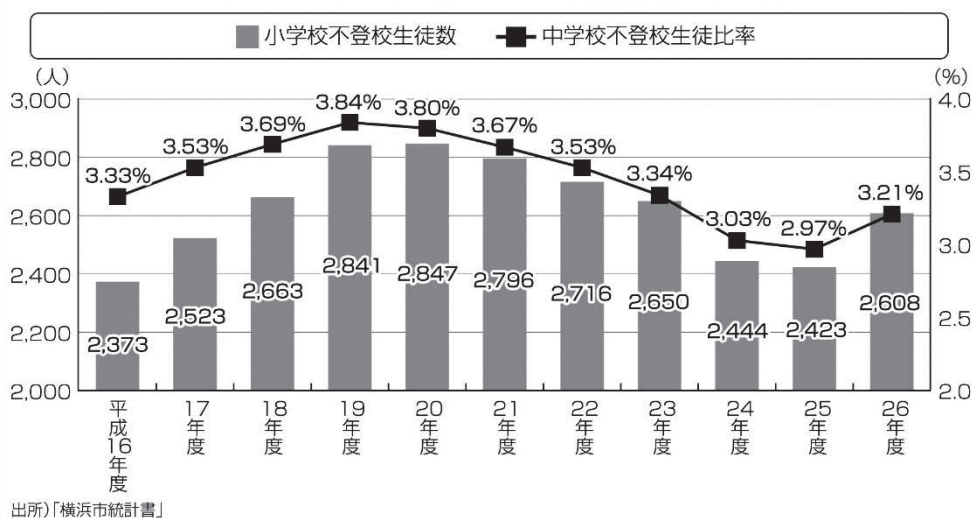
本市の市立小学校における不登校児童数<sup>18</sup>は、平成 26 年度に約 1,100 人で、市立小学校児童全体に占める割合は 0.6%前後で推移しています。市立中学校における不登校生徒数は、平成 26 年度で約 2,600 人となっており、市立中学校生徒全体に占める割合は約 3%となっています。

<sup>18</sup> 文部科学省の「学校基本調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においては、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを「不登校児童生徒」として定義している。

図表2-30 市立小学校における不登校児童数の推移



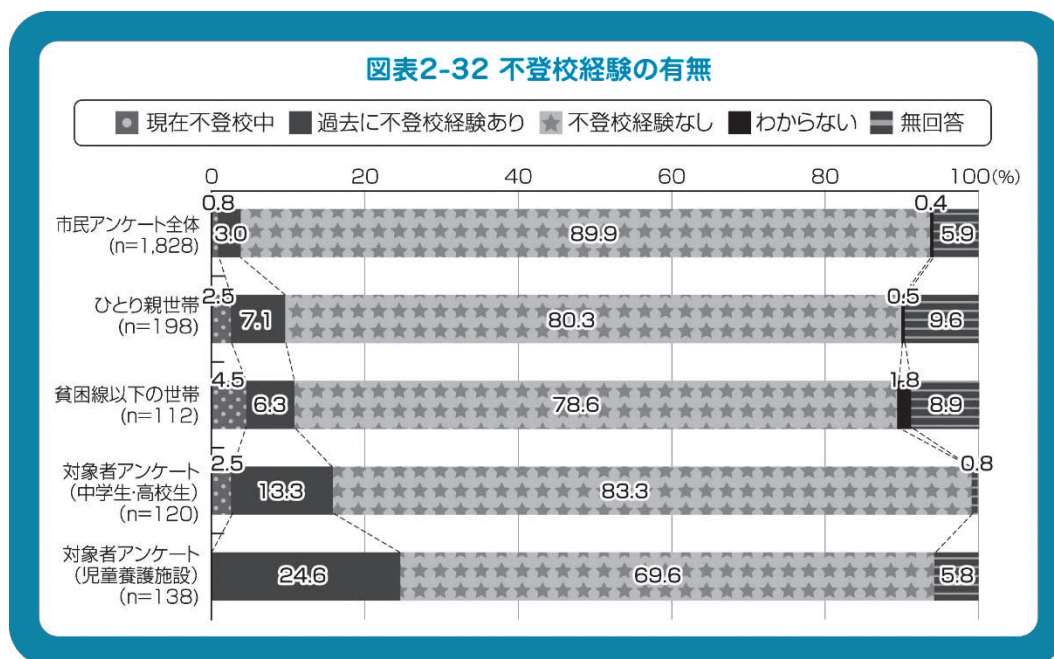
図表2-31 市立中学校における不登校生徒数の推移



支援者ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景に、家庭の経済的困窮をはじめとする様々な困難が存在することが指摘されています。例えば、基本的な生活習慣が身についておらず、朝起きられないことで学校に行けなくなり、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まることのあるという話が聞かれました。このほか、弁当を持っていけないことが不登校のきっかけになってしまうケースや、保護者の代わりに、家庭内で家事や年少のきょうだいの面倒を見なければならぬために学校に行けなくなるケースもあると聞かれました。

市民アンケートにおいて、宛名の子ども・若者のうち「過去に不登校経験あり」あるいは「現在不登校中」と回答した割合は、全体では3.8%、ひとり親世帯では9.6%、貧困線以下の世帯では10.8%となっています。

対象者アンケートでは、中学生・高校生自身に不登校経験の有無についてたずねました。「現在不登校中」または「過去に不登校であった」と回答した比率は、対象者アンケートの中学生・高校生では15.8%で市民全体と比較して4.2倍、児童養護施設の中・高校生では24.6%で市民アンケート全体と比較して6.5倍の割合となっています。



## カ 子どもの学歴・中退

支援者ヒアリングでは、学業の遅れ等とも関連して、保護者・子どもともに、高校進学を積極的に考えられないケースがあることが指摘されています。また、高校に進学した後の課題として、中退の問題があることが指摘されています。

高校中退の問題に関しては、高校は義務教育ではないため、高校に入学しても勉強についていけない場合には学校に居づらくなってしまうことや、経済的な問題から、アルバイトをすることや仕事に就くことを優先して中退する例が多いという話が聞かれました。

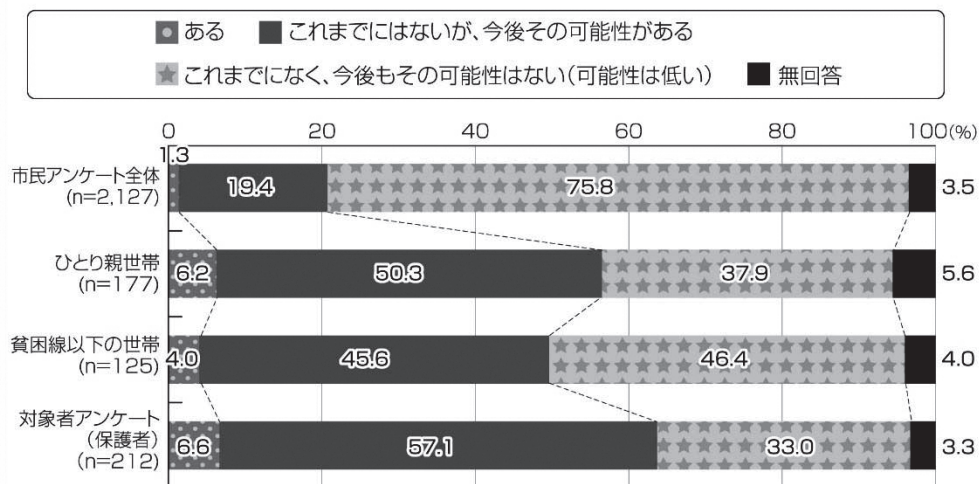
さらに、大学等の高等教育機関への進学に関しては、成績的には可能であるのに、経済的な面が影響して、自分から進学を諦めてしまう人もいますとされています。このほか、貸与型の奨学金では卒業後の負担が大きいという課題があることも指摘されています。

市民アンケートから、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについて分析したところ、市民アンケート全体では「ある」あるいは「これまでにはないが、今後その可能性がある」が合わせて20.7%であったのに対して、ひとり親世帯では56.5%、貧困線以下の世帯では49.6%、対象者アンケート（保護者）では63.7%となっています。また、調査対象の世帯に含まれる子ども・若者について、学校等を既に卒業している子ども・若者の最終学歴について分析したところ、貧困線以下の世帯では、「大学卒業」の割合が比較的lowく、また、「大学中退」の割合が高いという特徴が見られました。

このほか、対象者アンケートの中学生・高校生に「希望する学歴」についてたずねたところ、「大学」が最も多く33.3%となっている一方で、「現実的な学歴」については、「わからない」が最も多く25.0%となっています。同様に、児童養護施設の中学生・高校生に「希望する学歴」についてたずねたところ、「高校(全日制高校)」が最も多く24.6%、次いで「わからない」が15.9%となっています。「現実的な学歴」についても、「高校(全日制高校)」が最も多く31.2%、次いで「わからない」が24.6%となっています。

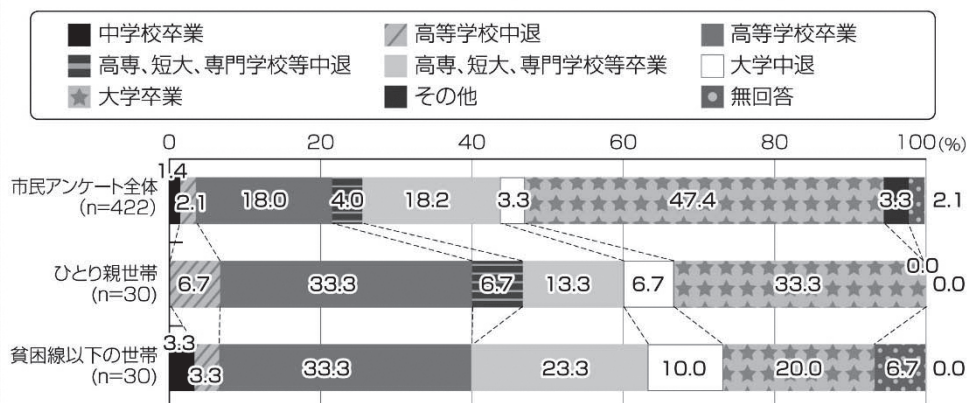
なお、本市の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の高等学校等への平成27年4月現在の進学率は96.4%、大学・専修学校等への進学率は36.8%となっています。また、児童養護施設の子どもの中学卒業後の高等学校等への平成26年度末現在の進学率は97.6%、大学・専修学校等への進学率は22.2%となっています。

図表2-33 経済的な理由による子どもの進学断念・中退の有無



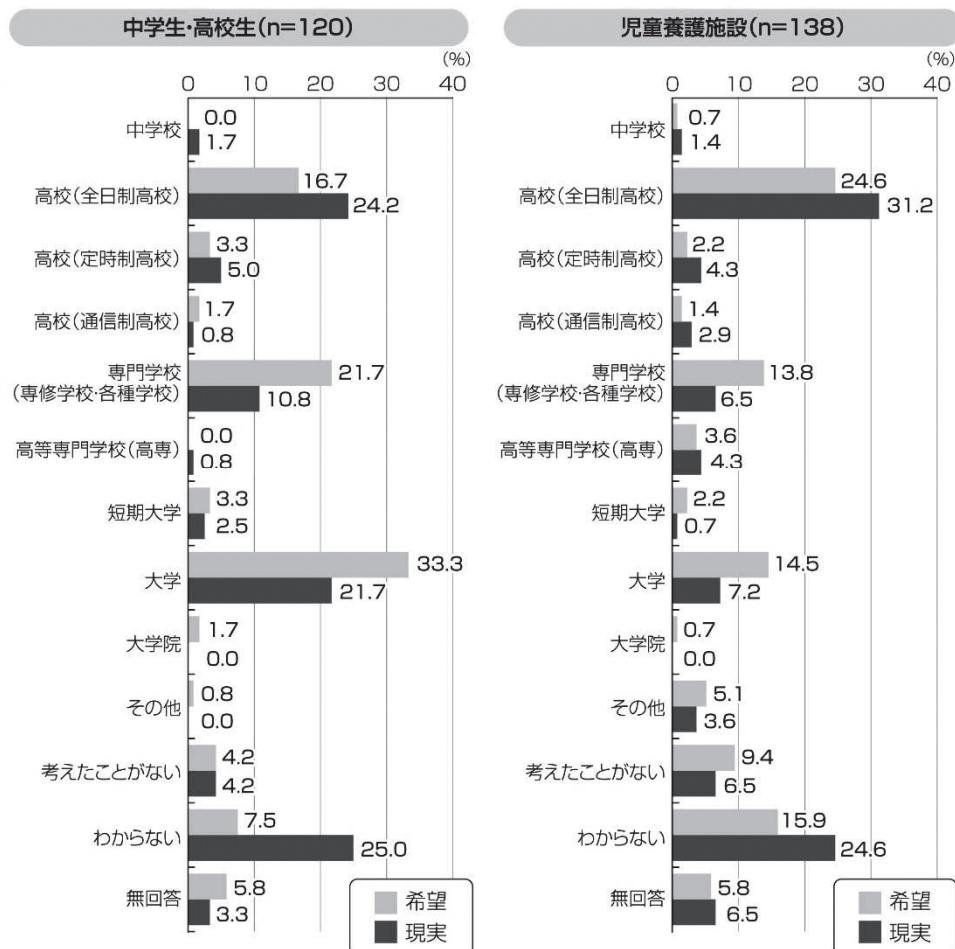
※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

図表2-34 若者の最終学歴(兄弟姉妹を含めた集計)



※兄弟姉妹を含み「学校等は既に卒業等している」場合のみ集計。なお、ここでの「その他」は、「大学院中退」「大学院修了」「その他教育機関中退」「その他教育機関卒業」「その他」を合わせた値である。

図表2-35 希望する学歴、現実として考える学歴(対象者アンケート)



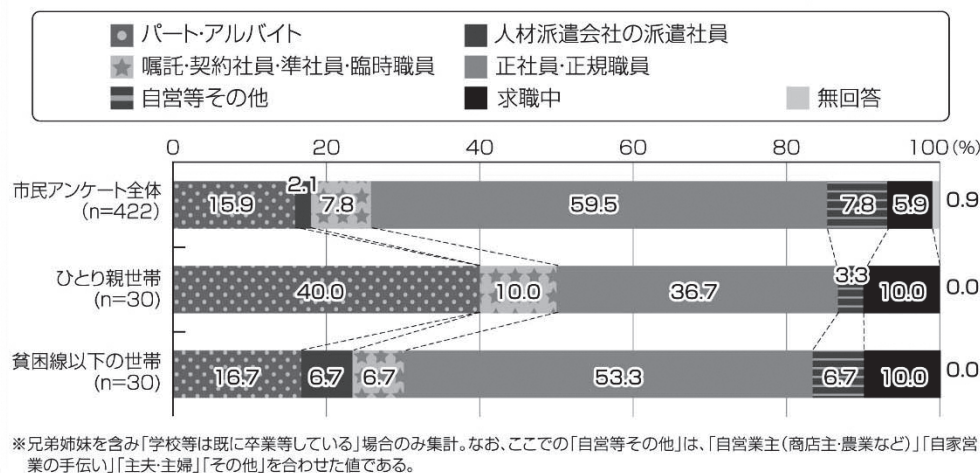
## キ 子どもの不安定就業・無業、ひきこもり

「横浜市子ども・若者実態調査」(平成25年3月)によると、本市には、少なくとも若年無業者(15~39歳)が約57,000人、ひきこもり状態の若者(15~39歳)が8,000人いると推計されています。

ひきこもり状態の若者に関して、支援者ヒアリングでは、学校で不登校やいじめ等を受けた経験や、障害や精神疾患等の健康上の問題を抱えている方が多いとの指摘がなされています。また、人間関係を築くことが得意ではなく、コミュニケーションが苦手な方が多いということも指摘されています。なお、ひきこもりや無業の状態にある若者は、保護者のもとで暮らしている割合が比較的高く、必ずしも経済的困窮状態にある方ばかりではないと指摘されています。しかしながら、保護者からの経済的援助などの支えが望めなくなった場合に、経済的困窮や社会的孤立に陥るリスクが高いため、貧困を予防する観点での支援が必要であると考えられます。

市民アンケートから、調査対象の世帯に含まれる子ども・若者の学校等卒業後の状況について分析したところ、ひとり親世帯の場合や貧困線以下の世帯の場合には、子ども・若者の状況として「正社員・正規職員」である割合が比較的低くなっていました。

図表2-36 子ども・若者の卒業後の進路(兄弟姉妹を含めた集計)

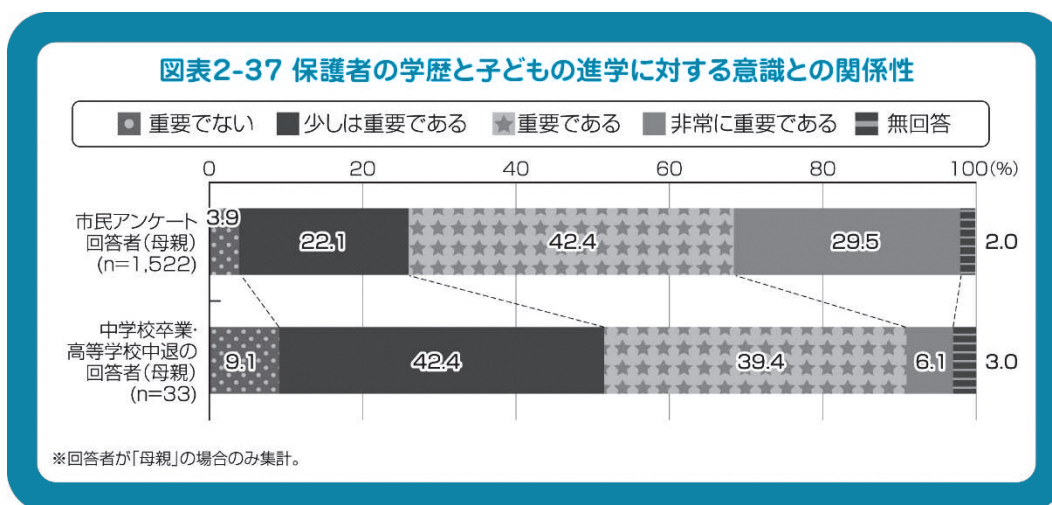


### (3) 世代間連鎖の状況と必要となる支援

#### ア 学歴の再生産

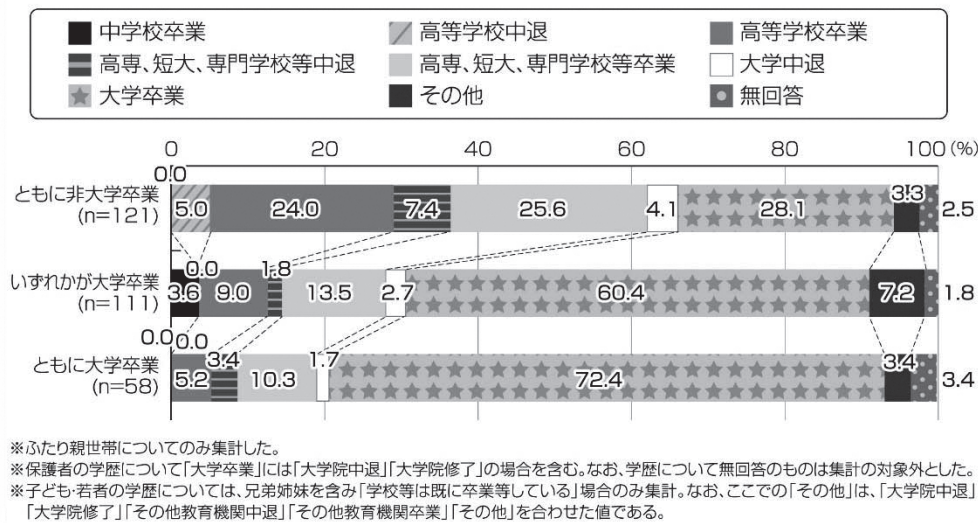
支援者ヒアリングでは、保護者が高校に行っていない場合には子どもが高校（さらには、大学等の高等教育機関）に進学するという選択肢を持ちにくくなってしまいうという関連性があると指摘されています。

市民アンケートから、子どもが高校卒業後大学・短大・専門学校等に進学することに関する意識と、母親の最終学歴の関係性について分析したところ、子どもの高校卒業後の進学について「非常に重要である」あるいは「重要である」と回答した割合は、母親の回答者全体では71.9%ですが、母親の学歴が「中学卒業」あるいは「高等学校中退」の場合は45.5%となっています。



また、市民アンケートから、ふたり親世帯に関して、保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性について分析したところ、保護者の学歴がともに大学卒業の場合には子ども・若者の7割以上が「大学卒業」であるのに対して、保護者がともに大学卒業でない場合には、その割合は3割弱となっています。このほか、ひとり親世帯についても、子ども・若者の学歴について「大学卒業」である割合は約3割となっています。これらから、学歴の再生産を通じて、就業の困難や不安定就労、低賃金の状況等が世代間で連鎖している状況にあるということも推察されます。

図表2-38 保護者の学歴と子ども・若者の学歴との関係性



## イ 保護者の置かれている状況と必要な支援

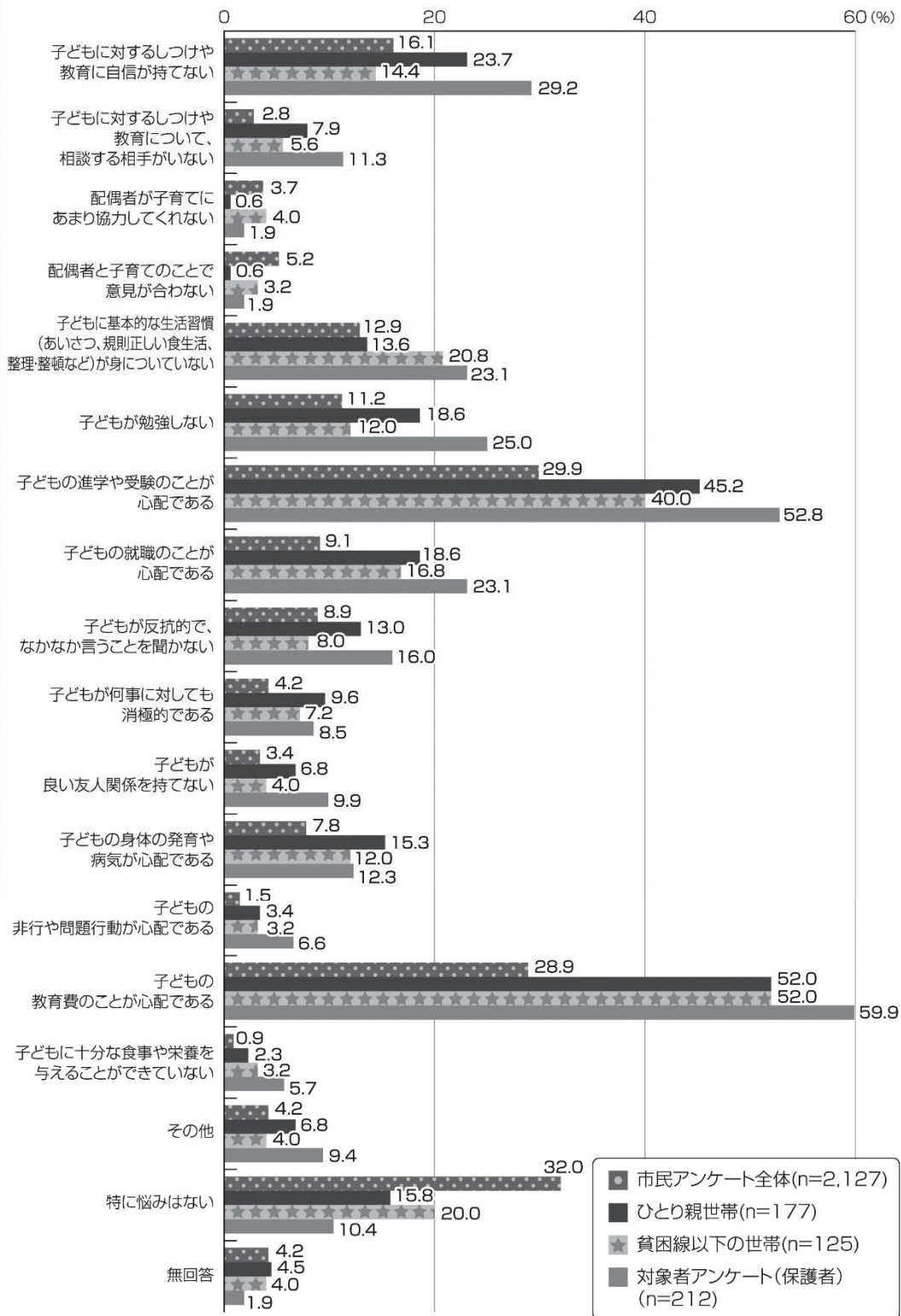
これまでに述べた通り、経済的困窮を抱えている家庭の保護者に関しては、暴力等を受けた経験、配偶者との離別や死別の経験、障害や疾病、就業の状況、学歴、国籍等、様々な困難を同時に重層的に抱えている可能性があります。特にひとり親世帯の保護者については、DV、精神疾患、就業と子育ての両立の負担、ネグレクトや子どもの養育が不十分になりがちであること等、子どもの育ちに影響を及ぼす様々な困難や社会的な不利を抱えるリスクが高いことが支援者から指摘されています。

子どものことに関する悩みについて保護者の回答を分析したところ、対象者アンケートの回答で最も多いのは、「子どもの教育費のことが心配である」が59.9%、次いで「子どもの進学や受験のことが心配である」が52.8%となっており、教育費や進学に関する悩みが半数を超えています。なお、ひとり親世帯や貧困線以下の世帯の場合にも同様の悩みが上位を占めています。

また、子どもにとってあったらよいと思う支援等についてたずねたところ、ひとり親世帯、貧困線以下の世帯、対象者アンケートの保護者に関しては、それぞれ6割以上が「生活や就学のための経済的補助」と回答しています。また、「低い家賃で住めるところ（寮や下宿のような所）」についても、それぞれ3割以上が回答しており、経済的な面での課題が大きいことがうかがえます。

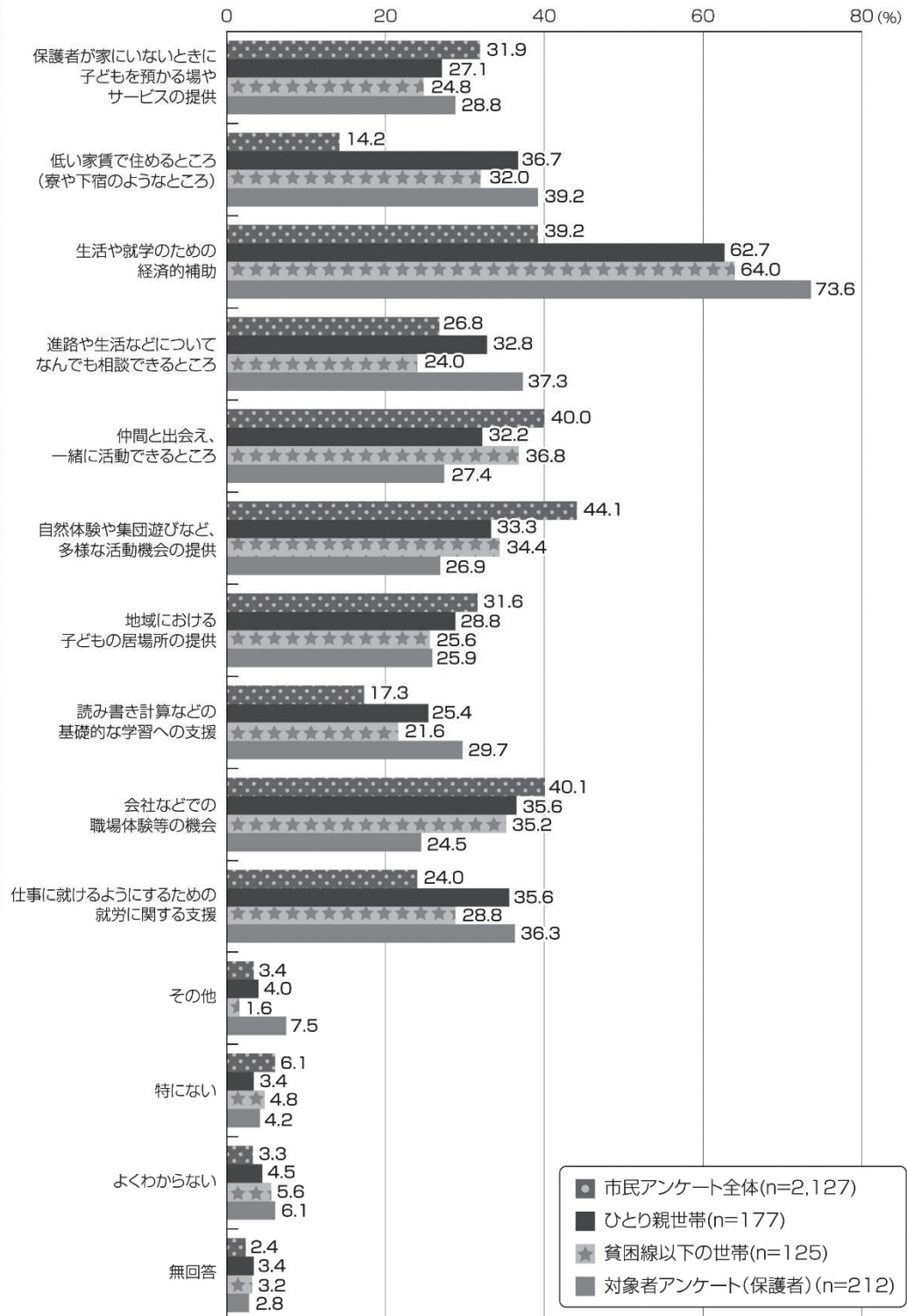


図表2-39 子どものことについて現在悩んでいること



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

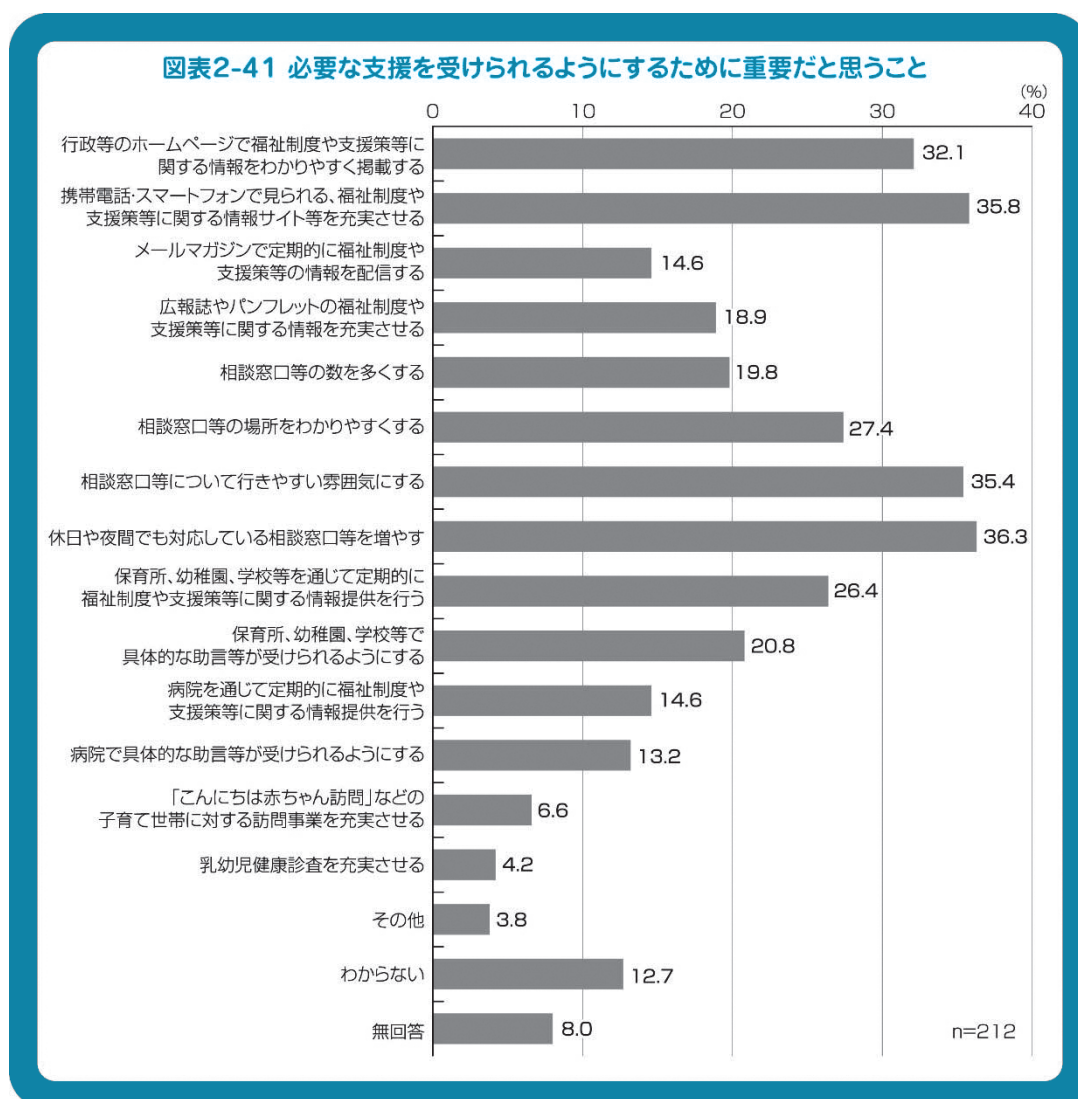
図表2-40 子どもにとって現在または将来的にあったらよいと思う支援



※市民アンケートでは、宛名の方が18歳未満の子どもの場合に、その保護者が回答する設問である。

このほか、支援者ヒアリングでは、支援が必要な状態ではあるものの、支援につながらない子どもや保護者がいるという指摘がなされています。例えば、社会的孤立の状況にあり、支援に関する情報を得られていない方や、社会の一部にある生活保護への偏見の影響からか経済的に困窮していても支援等を受けていない方もいるとされています。また、転居等により、支援が十分に届かなくなってしまう方がいることも指摘されています。

対象者アンケートの保護者に対して、必要な支援を受けられるようにするために重要だと思うことについてたずねたところ、「休日や夜間でも対応している相談窓口等を増やす」「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」「相談窓口等について行きやすい雰囲気にする」「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」の回答が3割を上回っています。



### ☆コラム～就学前段階に対する投資効果について～☆

近年、貧困問題と関連して、就学前の段階における質の高い教育・保育が重要であるということが様々なところで指摘されてきています。

代表的なものとして、ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンによる指摘があります。ヘックマンは、アメリカで実施された調査研究の結果等に基づき、貧しい状況にある子供たち（disadvantaged children）に対するより早期の段階での教育等のプログラムの実施が、将来にわたって非常に効果的であることを指摘しています<sup>19</sup>。

また、我が国の状況に関しては、15歳児を対象に実施されているPISA調査の結果によれば、就学前教育歴と数学リテラシー得点との関連性があることが示されています<sup>20</sup>。さらに、OECDからは、「日本では、幼児教育・保育への公的支出が低い。リターンが大きく、また低所得世帯の子供の不利益を軽減するであろうことから、この分野へより多くの投資を行うことは是認される」と指摘され<sup>21</sup>、就学前の段階の教育・保育により多くの投資をすることには有効性・妥当性があるとされています。

このほか、子どもの頃に基本的モラルに関する躰を受けたことが社会的成功に結びついているとの研究成果<sup>22</sup>や、基本的生活習慣が定着している子どもは世帯収入や父母の学歴に関わらず学力テストの正答率が高い傾向にあることを示した研究成果<sup>23</sup>等もあり、就学前の早期の段階において、家庭内外での教育環境・生活環境を整えることの重要性が示唆されています。

---

<sup>19</sup> James J. Heckman and Dimitritry V. Masterrov(2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children"

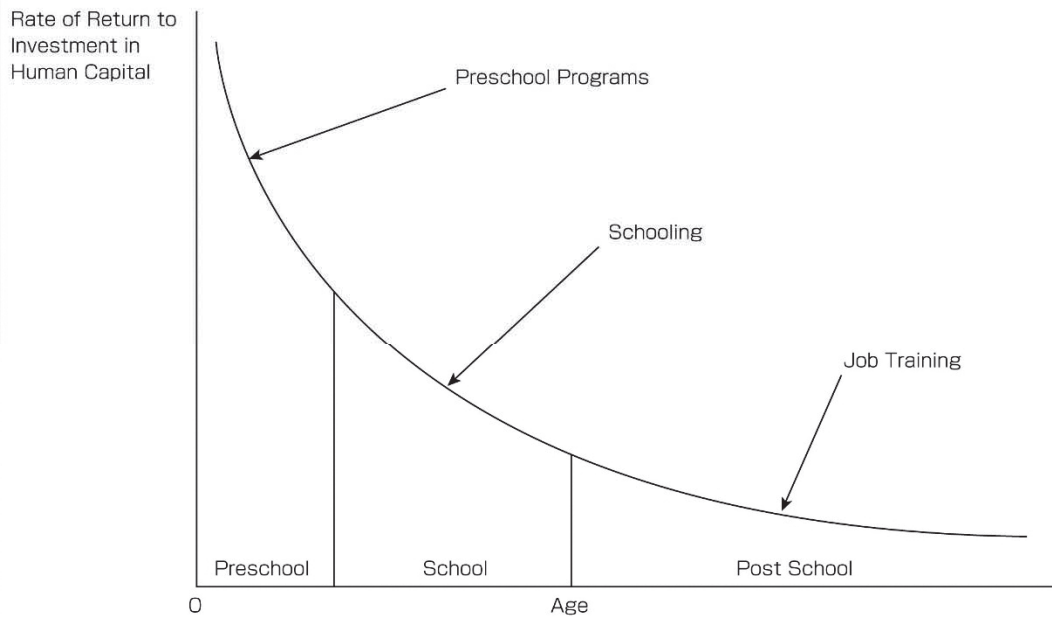
<sup>20</sup> OECD(2013), "PISA2012 Results: What Makes Schools Successful? Resources, Policies and Practices Volume IV"

<sup>21</sup> OECD 対日審査報告書 2011年版

<sup>22</sup> 西村・平田・八木・浦坂 (2014) 「基本的モラルと社会的成功」

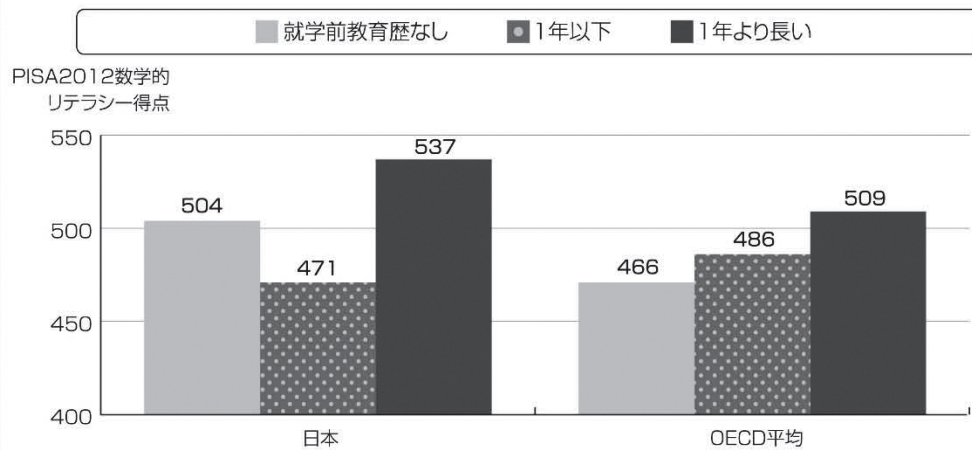
<sup>23</sup> 国立大学法人お茶の水女子大学「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」なお、不利な環境を克服している児童生徒の特長として、基本的生活習慣の他に、子どもの学習時間の長さ、読書や読み聞かせ、勉強や成績に関する会話・学歴期待・学校外教育投資、保護者自身の学校行事等への参加、児童生徒の学習習慣と学校規則への態度などが挙げられている。

図表2-42 年齢段階と教育投資効果との関係性



出所) James J. Heckman and Dimitry V. Masterov(2007), "The Productivity Argument for Investing in Young Children"掲載の "Rates of return to human capital investment in disadvantaged children"を転載  
 ※横軸が年齢段階、縦軸がその時期に実施する教育投資効果の大きさを示しており、就学前の段階でのプログラム(Preschool Programs)の効果がより大きいことを示している。ただし、学校教育(Schooling)や職業訓練(Job Training)が重要であることを否定するものではない。

図表2-43 就学前教育の経験と数学リテラシー得点の関係性



出所) OECD(2013), "PISA2012 Results: What Makes Schools Successful? Resources, Policies and Practices Volume IV"掲載データより作成  
 ※日本について「就学前教育歴なし」は全体の0.9%、「1年以下」は2.2%で「1年より長い」が96.9%である(OECD平均ではそれぞれ7.2%、18.8%、74.0%)